議案第113号

専決処分について

次の事件は、その処理に急を要したため、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規 定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

専決第10号 令和6年度長岡市一般会計補正予算

専決第10号

専決処分書

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第179条第1項の規定により、次のとおり専 決処分する。

令和6年10月9日

長岡市長 磯 田 達 伸

令和6年度長岡市一般会計補正予算

議案第117号

長岡市市税条例の一部改正について

長岡市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

提案理由

地方税法等の一部改正及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づくマンション管理適正化推進計画の策定に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市市税条例の一部を改正する条例

長岡市市税条例(昭和29年長岡市告示第51号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。) 及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下 「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記され ている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改 正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後 部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後

第60条 法第348条第2項第9号、第9 号の2若しくは第12号の固定資産又 は第16号の固定資産(独立行政法人労 働者健康安全機構が設置する医療関 係者の養成所において直接教育の用 に供するものに限る。)について同項 本文の規定の適用を受けようとする 者は、土地については第1号及び第2 号に、家屋については第3号及び第4 号に、償却資産については第5号及び 第6号に掲げる事項を記載した規則 で定める様式による申告書を、当該土 地、家屋又は償却資産が学校法人若し くは私立学校法(昭和24年法律第270 号) 第152条第5項の法人、公益社団法 人若しくは公益財団法人、宗教法人若 しくは社会福祉法人で幼稚園を設置 するもの、医療法(昭和23年法律第205 号)第31条の公的医療機関の開設者、 令第49条の10第1項に規定する医療 法人、公益社団法人若しくは公益財団 法人、一般社団法人(非営利型法人(法

改正前

第60条 法第348条第2項第9号、第9 号の2若しくは第12号の固定資産又 は第16号の固定資産(独立行政法人労 働者健康安全機構が設置する医療関 係者の養成所において直接教育の用 に供するものに限る。)について同項 本文の規定の適用を受けようとする 者は、土地については第1号及び第2 号に、家屋については第3号及び第4 号に、償却資産については第5号及び 第6号に掲げる事項を記載した規則 で定める様式による申告書を、当該土 地、家屋又は償却資産が学校法人若し くは私立学校法(昭和24年法律第270 号)第64条第4項の法人、公益社団法 人若しくは公益財団法人、宗教法人若 しくは社会福祉法人で幼稚園を設置 するもの、医療法(昭和23年法律第205 号)第31条の公的医療機関の開設者、 令第49条の10第1項に規定する医療 法人、公益社団法人若しくは公益財団 法人、一般社団法人(非営利型法人(法 人税法第2条第9号の2に規定する 非営利型法人をいう。以下この条にお いて同じ。)に該当するものに限る。) 若しくは一般財団法人(非営利型法人 に該当するものに限る。)、社会福祉 法人、独立行政法人労働者健康安全機 構、健康保険組合若しくは健康保険組 合連合会若しくは国家公務員共済組 合若しくは国家公務員共済組合連合 会で看護師、准看護師、歯科衛生士、 歯科技工士、助産師、臨床検査技師、 理学療法士若しくは作業療法士の養 成所を設置するもの、公益社団法人若 しくは公益財団法人で図書館を設置 するもの、公益社団法人若しくは公益 財団法人若しくは宗教法人で博物館 法(昭和26年法律第285号)第2条第1 項の博物館を設置するもの又は公益 社団法人若しくは公益財団法人で学 術の研究を目的とするもの(以下この 条において「学校法人等」という。) の所有に属しないものである場合に おいては当該土地、家屋又は償却資産 を当該学校法人等に無料で使用させ ていることを証明する書面を添付し て、市長に提出しなければならない。

 $(1) \sim (6)$ (略)

(特別土地保有税の減免)

第134条の12 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、市長は、 特別土地保有税を減免すべき事由が 人税法第2条第9号の2に規定する 非営利型法人をいう。以下この条にお いて同じ。)に該当するものに限る。) 若しくは一般財団法人(非営利型法人 に該当するものに限る。)、社会福祉 法人、独立行政法人労働者健康安全機 構、健康保険組合若しくは健康保険組 合連合会若しくは国家公務員共済組 合若しくは国家公務員共済組合連合 会で看護師、准看護師、歯科衛生士、 歯科技工士、助産師、臨床検査技師、 理学療法士若しくは作業療法士の養 成所を設置するもの、公益社団法人若 しくは公益財団法人で図書館を設置 するもの、公益社団法人若しくは公益 財団法人若しくは宗教法人で博物館 法(昭和26年法律第285号)第2条第1 項の博物館を設置するもの又は公益 社団法人若しくは公益財団法人で学 術の研究を目的とするもの(以下この 条において「学校法人等」という。) の所有に属しないものである場合に おいては当該土地、家屋又は償却資産 を当該学校法人等に無料で使用させ ていることを証明する書面を添付し て、市長に提出しなければならない。

 $(1) \sim (6)$ (略)

(特別土地保有税の減免)

第134条の12 (略)

2 (略)

あることが明らかであると認められ るときは、納税義務者からの申請を 待たないで、職権により減免するこ とができる。 <u>4</u> (略)

附則

(法附則第15条第2項第1号等の条 例で定める割合)

第14条の2 (略)

 $2 \sim 14$ (略)

15 法附則第15条の9の3第1項に規 定する条例で定める割合は、3分の 1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の 減額の規定の適用を受けようとする 者がすべき申告)

第14条の3 (略)

 $2 \sim 8$ (略)

- 9 法附則第15条の9の3第1項に規 定する特定マンションに係る区分所 有に係る家屋について、同項の規定 の適用を受けようとする者は、当該 特定マンションに係る同項に規定す る工事が完了した日から3月以内 に、次に掲げる事項を記載した申告 書に法施行規則附則第7条第17項各 号に掲げる書類を添付して市長に提 出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名 称及び個人番号又は法人番号(個 人番号又は法人番号を有しない者

3	(略)
	附則
	(法附則第15条第2項第1号等の条
,	例で定める割合)
第	14条の2 (略)
2	~14 (略)
	(新築住宅等に対する固定資産税の
1	減額の規定の適用を受けようとする
	者がすべき申告)
第	14条の3 (略)
2	~8 (略)
_	
_	
_	
_	
_	
_	
_	
_	
_	

にあっては、住所及び氏名又は名	
<u>称)</u>	
(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及	
び床面積	
(3) 家屋の建築年月日及び登記年	
<u>月日</u>	
(4) 当該工事が完了した年月日	
(5) 当該工事が完了した日から3月	
を経過した後に申告書を提出する	
場合には、3月以内に提出するこ	
とができなかった理由	
<u>10</u> (略)	<u>9</u> (略)

附則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、第60条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

議案第118号

長岡市手数料条例の一部改正について

長岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

提案理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する 法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの 長岡市手数料条例の一部を改正する条例

長岡市手数料条例(平成12年長岡市条例第3号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。) 及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下 「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正 前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部 分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後 部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の 表の改正後の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正前の欄中の 表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を加えるものとし、次の表の改正 前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線 が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

<i>t</i>	-	-	11.
			71/
~\/	- 1	-	12

(手数料の減免)

第3条 (略)

- 2 市長は、手数料を納付すべき者が 次の各号に該当する場合は、当該各 号に定める手数料を免除することが できる。
 - (1) (略)
 - (2) 災害救助法(昭和22年法律第 118号)の規定に基づき救助を受け た者である場合 別表の9の表か ら10の表までの各表 に定め る手数料
- 3 市長は、次のいずれかに該当する 場合は、別表の9の表<u>から9の5の</u> <u>表までの各表及び10の6の表</u>に定め る手数料について、<u>これらの表</u>に定 める額に10分の5を乗じて得た額に

改正前

(手数料の減免)

第3条 (略)

- 2 市長は、手数料を納付すべき者が 次の各号に該当する場合は、当該各 号に定める手数料を免除することが できる。
 - (1) (略)
 - (2) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の規定に基づき救助を受けた者である場合 別表の9の表、9の2の表及び9の3の表に定める手数料
- 3 市長は、次のいずれかに該当する場合は、別表の9の表、9の2の表及び9の3の表に定める手数料について、同表に定める額に10分の5を乗じて得た額に

相当する額を減額することができ 相当する額を減額することができ る。

 $(1) \sim (4)$ (略)

 $4 \sim 7$ (略)

別表(第2条関係)

 $1 \sim 8$ (略)

る。

 $(1) \sim (4) \qquad (略)$

 $4 \sim 7$ (略)

別表 (第2条関係)

 $1 \sim 8$ (略)

9 建築基準法(以下この表におい 9 建築基準法(以下この表におい て「法」という。)に規定する確認 て「法」という。)に規定する確認

申請関係		Ħ	申請	関係	
区分金額				区分	金額
1 法ア 建当該新築、		1	法	ア建当該新築、	
第 6 築 物増築又は		第	6	築物増築又は	
条第を新改築に係		条	第	を新改築に係	
1 項 築、増る部分の		1	項	築、増る部分の	
(法築、又床面積の		(法	築、又床面積の	
第 87 は 改合計		第	87	は改合計	
条 第 築 す30平 <u>確 認</u>	1 件につ	条	第	築 す30平	1 件 に つ
1 項 る 場方メの 特	き 8,000	1	項	る 場方メ	き 8,000
にお合(次一ト例	円	12	お	合(次一ト	円
いて 号 にル以確 認	1 件につ	6.0	7	号 にル以	
準用掲げ内の特	き 12,000	準	用	掲 げ内	
するる場例以	<u>円</u>	す	る	る場	
場合合を外		場	合	合 を	
を 含 除 30平確 認	1 件につ	を	含	除 30平	1 件につ
しむ。)く。)方メの特	き 15,000	$\parallel t_{\circ}$)	く。) 方メ	き 15,000
の規一ト例	円	0	規	- r <u> </u>	円
定にル超確認	1 件につ	定	12	ル超	
よる 100 の 特	き 22,000	よ	る	100	
建築 平方例 以	<u>円</u>	建	築	平方	_
物の メー <u>外</u>		物	0	メ ー _	
確 認 トル		確	認	トル	
申請 以内		申	請	以内	

(次	100 確 認 1 件 に つ	(次	1001件につ
項に	平方の 特き 21,000	項に	平方 き 21,000
掲 げ	メー <u>例</u> 円	掲 げ	メー 円
る場	トル	る場	h
合を	超確認1件につ	合を	超 : : : : : : : : : : : : : : : : : : :
除	200 の 特き 33,000	除	200
く。)	平方例以円	(,)	平方
又 は	メータ		メ ー
法 第	トル		トル
18 条	以内		以内
第 2	200平方メ1 件につ		200平方メ1件につ
項(法	ートル超き 44,000		ートル超き 32,000
第 87	500平方メ <u>円</u>		500平方メ <u>円</u>
条 第	ートル以		ートル以
1 項	内		内
にお	500平方メ (略)		500平方メ (略)
<u>v, </u>	ートル超		ートル超
準 用	1,000平方		1,000平方
する	メートル		メートル
場合	以内		以内
を 含	1,000平方(略)		1,000平方(略)
<u>t.</u>)	メートル		メートル
の規	超 2,000 平		超 2,000 平
定に	方メート		方メート
よる	ル以内		ル以内
建築	2,000平方(略)		2,000平方(略)
物 の	メートル		メートル
計画	超 10,000		超 10,000
通知	平方メー		平方メー
(次	トル以内		トル以内
項に	10,000平 (略)		10,000平 (略)
掲 げ	方メート		方 メ ー ト

<u>る場</u> ル超50,00	ル超50,00
<u>合を</u> 0平方メー	
トル以内	
50,000平 (略)	50,000平 (略)
に対 方メート	に対
する ル超	する
審 査 イ~エ (略)	審 査 イ~エ (略)
2 法(略)	2 法(略)
第 6	第 6
条第	条 第
1 項	1 項
の規	の 規
定に	定 に
よる	ょる
建築	建築
物の	物 の
確認	
申請	申請
又は	<u>に 係</u>
<u>法</u> 第	
18 条	
第 2	
項の	
規 定	
<u>によ</u>	
る建	
<u>築物</u>	
の計	
画通	
<u>知</u> に	\\\\\ <u>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</u>
二	<u></u>
87 条	

の昇	の昇
降機	降機
に係	に 係
る部	る部
分が	分が
含 ま	含 ま
n 3	n 3
場合	場合
	の確
	認申
<u></u> \z	
対 す	対 す
る審	る 審
査	査
3 法(略)	3 法(略)
第 87	第 87
条 の	条 の
4 (2	4
て準	て準
用す	用 す
る法	る 法
第 6	第 6
条第	条 第
1 項	1 項
の規	の 規
定 に	
よる	定 に よ る
よる 建築	よる
よる 建築 設備	

認 申	認 申
計	請
<u>は 法</u>	
第 87	
<u>条の</u>	
4 12	
<u>\$ v</u>	
工準	
<u>用 す</u>	
<u>る 法</u>	
第 18	
<u>条</u> 第	
<u>の</u> 規	
<u>ラ ル</u> <u>定 に</u>	
よる	
建築	
<u>設備</u>	
<u>の 計</u>	
画 通	
<u>知</u> に	V
対 す	対す
る審	る審
<u> </u>	査
4 法(略)	4 法(略)
第 88	
	条 第
1 項	
又は	フ は
第 2	へ 16 第 2
項に	項 に
おい	おい

て	準
用	す
る	法
第	6
条	第
1	項
の	規
定	12
ょ	る
工	作
物	0)
確	認
申	請
<u>又</u>	は
<u>法</u>	第
<u>88</u>	条
<u>第</u>	1
<u>項</u>	又
<u>は</u>	第
2	項
12	お
<u>() </u>	て
<u>準</u>	用
す	る
法	第
<u>18</u>	条
第	2
<u>項</u>	Ø)
規	定
12	ょ
3	工
<u>作</u>	物

て用る第条1の定よ工	準 す 治 € 第 項 敖 に る 化
物	0
確	
申	請

画 通	
<u>知</u> に	K
対す	対 す
る審	る審
査	
備考	
1 この表において、「確認の特	<u> </u>
例」とは、建築基準法施行令第	
10条第1号、第3号及び第4号	
に掲げる建築物であることをい	
<u>) .</u>	
2 1の申請において、確認の特	
例以外の建築物のほかに、確認	
<u>の特例の建築物を含む計画の場</u>	
合は、それぞれの建築物の床面	
積を合計し、確認の特例以外に	
定める床面積の区分に応じた金	
<u>額とする。</u>	
3 表の1の項のアにおいて、建	
築物のエネルギー消費性能の向	
上等に関する法律(平成27年法	
律第53号)に規定する同法第11	
条第1項ただし書及び第12条第	
2 項ただし書の国土交通省令で	
定める特定建築行為のうち、建	
築物のエネルギー消費性能の向	
上等に関する法律施行規則(平	
成28年国土交通省令第5号)第	
2条第1項第1号に規定する住	
宅にあっては、9の2の表の各	
項に掲げる床面積の合計に応じ	
た金額を加算するものとする。	

9の2 建築物のエネルギー消費性 能の向上等に関する法律第11条第 1項ただし書及び第12条第2項た だし書の国土交通省令で定める特 定建築行為のうち、建築物のエネ ルギー消費性能の向上等に関する 法律施行規則第2条第1項第1号 の規定による住宅関係 用途 床面積の合 <u>金額</u> 計 1 一戸建200平方メー1件につき ての住宅トル未満 18,000円 (人の居200平方メー1件につき 住の用以トル以上 20,000円 外の用途 に供する 部分を有 しないも のに限 る。) 2 共同住300平方メー1件につき <u>宅等(共同トル未満</u> 33,000円 住宅、長屋300平方メー1件につき その他一トル以上2,055,000円 戸建ての00平方メー 住宅以外トル未満 の住宅を2,000平方メ1件につき いう。) - トル以上95,000円 5,000平方メ ートル未満 |5,000平方メ|1件につき <u>ートル以</u>上 |142,000円

9の3 建築基準法(以下この表に おいて「法」という。) に規定する 中間検査関係

	区分	金額
1 法第	(略)	
7条の		
3 第 1		
項の規		
定によ		
る <u>中間</u>		
検査申		
請又は		
<u>法第18</u>		
条第28		
項の規		
<u> 定によ</u>		
る特定		
工程工		
事終了		
通知に		
対する		
<u>検査</u>		

おいて「法」という。) に規定する 完了検査関係

	金額	
1 法第	ア 法第当該新築、	
7条第	7条の増築又は	
1項の	3 第 1 改築に係	/
規定に	項又はる部分の	
よる建	法 第 18床 面 積 の	

9の2 建築基準法(以下この表に おいて「法」という。)に規定する 中間検査関係

	区分	金額
1 法第	(略)	
7条の		
3 第 1		
項の規		
定によ		
る <u>中間</u>		
検査の		
<u>申請</u>		
1		
対する		
<u>審査</u>		

9の4 建築基準法 (以下この表に 9の3 建築基準法 (以下この表に おいて「法」という。) に規定する 完了検査関係

	区分			金額				
1	法第	ア	法	第	当	該	新築、	
	7条第	7	条	0)	増	築	又は	/
	1項の	3	第	1	改	築	に係	
	規定に	項			る	部	分の	
	よる建				床	面	積の	/

lı ı		
築物の	条 第 28合計 /	築物の 合計 /
完了検	項の特30平検査1件に	完了検の 特30 平1 件 に
查申請	定工程方メの特つき	査申請 定工程方メ つき
(次項	に係る一ト <u>例</u> 13,000	(次項 に係る-ト_ 13,000
に掲げ	建築物ル以門	に掲げ、建築物ル以 円
る場合	の新築、内検査1件に	る場合の新築、内
を除	増築又の特つき	を除増築又
(,)	は改築 例以17,000	く。) は改築
又は法	をした外円	をした
第18条		場合 30平 1 件に
第20項	方メの特つき	
の規定	一 ト <u>例</u> 16,000	
による	ル超 円	ル超 円
工事完	100 検査1 件に	100
了通知	平方の特つき	平方
(次項	メー例以22,000	
に掲げ	トル <u>外</u> 円	
る場合	以内	以内
を 除	100 検査1 件に	100 1 件に
<u>く。)</u> に	平 方 の 特 つき	平方っき
対する	メ ー <u>例</u> 21,000	対する メー_ 21,000
検査	トル 円	審査 トル 円
	超検査1件に	超
	200 の特つき	200
	平 方 例 以 30,000	平 方
	メ ー <u>外</u> 円	
	トル	\ \ \ \ \ \ \ \
	以内	以内以内
	200平方メ1 件に	200平方メ1件に
	ートル超つき	ートル超っき
	500平方メ <u>40,000</u>	
	ートル以 <u>円</u>	500平方メ ートル以 円
	1	1 1 1 1 1

内	
500平方メ	(略)
ートル超	
1,000平方	
メートル	
以内	
1,000平方	(略)
メートル	
超2,000平	
方メート	
ル以内	
2,000平方	(略)
メートル	
超 10,000	
平方メー	
トル以内	
10,000 平	(略)
方メート	
ル超50,00	
0平方メー	
トル以内	(104)
50,000 平	(略)
方メート	
ル超 イ ア以30 平検査	1 44 12
イ ア以30 半 <u>検 歪</u> 外 の 建方 メの 特	
	14,000
新築、増ル以	円
	1 1 件 に
改築をの特	
,,,	18,000
	10,000 円
<u> </u>	

	l .	l I
	内	
	500平方メ	(略)
	ートル超	
	1,000平方	
	メートル	
	以内	
	1,000平方	(略)
	メートル	
	超2,000平	
	方メート	
	ル以内	
	2,000平方	(略)
	メートル	
	超 10,000	
	平方メー	
	トル以内	
	10,000 平	(略)
	方メート	
	ル超50,00	
	0平方メー	
	トル以内	
	50,000 平	(略)
	方メート	
	ル超	
イア以	30平	1 件に
外の建	方メ	つき
築物の	-	14,000
新築、増	ル以	円
築又は	内	
改築を		
した場		
合		

		1 件に
方メ	の特	つき
一ト	例	17,000
ル 超		円
100	検査	1 件に
平 方	の特	つき
メー	例以	23,000
	<u>外</u>	<u>円</u>
以内		
100	検査	1 件に
平 方	の特	つき
メー	例	23,000
トル		円
超	検査	1 件に
200	の特	つき
平 方	例 以	32,000
メー	外	<u>円</u>
トル		
以内		
200平	方メ	1 件に
- F	ル超	つき
500平	方メ	42,000
- F	ル以	<u>円</u>
内		
500平	方メ	(略)
ー ト	ル超	
1,000	平方	
メー	トル	
以内		
1,000	平方	(略)
メー	トル	
超2,0)00平	

30平]1 件に
方メ	つき
-	17,000
ル超	円
100	
平方	-
メー	1
トル	-
以内	
100	1 件に
平方	つき
	23,000
トル	円
超	
200	1 1 1 1
平方	
メー	
トル	1
以内	
200平方メ	1 件に
ートル超	引つき
500平方メ	32,000
ートル以	
内	
500平方メ	(略)
ートル超	<u>, </u>
 1,000平方	i
メートル	
以内	
1,000平方	(略)
メートル	
 超2,000平	

ル以内		ル以内
2,000平方	(略)	2,000平方(略)
メートル		メートル
超 10,000		超 10,000
平方メー		
		トル以内
10,000 平	(略)	10,000 平 (略)
カメート		
		ル超50,00
		0平方メー
トル以内		トル以内
50,000 平	(略)	50,000 平 (略)
		カメート
ル超		ル超
ウ 建築物の移転、	(略)	ウ 建築物の移転、(略)
大規模の修繕又は		大規模の修繕又は
大規模の模様替を		大規模の模様替を
した場合		した場合
2 法第7条第1項の規定に	(略)	2 法第7条第1項の規定に (略)
よる建築物の完了検査申請		よる建築物の完了検査申請
又は法第18条第20項の規定		に係る工事
による工事完了通知に法第		に法第
│ 87条の4の昇降機に係る部		87条の4の昇降機に係る部
分が含まれる場合		分が含まれる場合 <u>の完了検</u>
に対する <u>検査</u>		<u> 査申請</u> に対する <u>審査</u>
3 法第87条の4において準	(略)	3 法第87条の4において準 (略)
用する法第7条第1項の規		用する法第7条第1項の規
定による建築設備の完了検		定による建築設備の完了検
査申請又は法第18条第20項		
の規定による工事完了通知		
に対する <u>検査</u>		に対する <u>審査</u>

4 法第88条第1項又は第2 (略) 項において準用する法第7 条第1項の規定による工作 物の完了検査申請 <u>又は法第</u>	4 法第88条第1項又は第2 (略) 項において準用する法第7 条第1項の規定による工作 物の完了検査申請
18条第20項の規定による工	12447字本
<u>事完了通知</u> に対する <u>検査</u> # # # # # # # # # # # # # # # # # # #	に対する <u>審査</u>
<u>備考</u> 1 この表において、「検査の特	
例」とは、建築基準法施行令第10条第1号 第2号及び第4号	
10条第1号、第3号及び第4号	
に掲げる建築物であることをい	
<u>う。</u> 2 1の申請において、検査の特	
例以外の建築物のほかに、検査	
の特例の建築物を含む計画の場	
合は、それぞれの建築物の床面	
積を合計し、検査の特例以外に	
定める床面積の区分に応じた金	
額とする。	
3 表の1の項のア又はイにおい	
て、建築物のエネルギー消費性	
能の向上等に関する法律第10条	
第1項の規定による建築物(法	
第6条の4第1項第3号に掲げ	
る建築物を除く。)にあっては、	
9の5の表の各項に掲げる床面	
積の合計に応じた金額を加算す	
<u>るものとする。</u>	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
9の5 建築物のエネルギー消費性	
能の向上等に関する法律第10条第	
1項の規定による建築物(法第6	
条の4第1項第3号に掲げる建築	

物を除く。)関係	
用途 床面積の合 金額	
<u>計</u>	_
1 ア -200平方メー1件につき	
住宅 戸建トル未満 11,000円	
部分 て の 200 平方メー 1 件につき	
住 宅トル以上 12,000円	
<u>(</u>	
<u>の居</u>	
住の	
用以	
<u>外の</u>	
<u>用途</u>	
に供	
<u>する</u>	
部分	
<u>を 有</u>	
\(\langle \tau \rangle \tau \r	
<u>Ø 12</u>	
3 ₀)	
イ 共300平方メー1件につき	
同住トル未満 24,000円 宏 第200平末 1 44 につき	
<u>宅等300平方メー1件につき</u> (共トル以上2,044,000円	
同住00平方メー	
宝、トル未満	
長屋2,000平方メ1件につき	
その-トル以上81,000円	
他 一5,000平方メ	
<u>戸</u> 建ートル未満	
	1: :

て の5,000平方メ1件につき	
住 宅ートル以上 128,000円	
以外	
の住	
<u>)</u> ,)	
2 ア 工300平方メー1件につき	
非住 場等 トル未満 24,000円	
宅部 以外 300平方メー1件につき	
分 トル以上1,0 34,000円	
00平方メー	
トル未満	
1,000平方メ1件につき	
ートル以上48,000円	
2,000平方メ	
ートル未満	
2,000平方メ1件につき	
ートル以上103,000円	
5,000平方メ	
ートル未満	
5,000平方メ1件につき	
ートル以上150,000円	
10,000 平 方	
メートル未	
満	
10,000 平 方 1 件につき	
メートル以186,000円	
上 25,000 平	
方メートル	
未満	
25,000 平方1件につき	
	1: : : : : : : : : : : : : : : : : : :

メートル以226,000月	<u> </u>				
<u>L</u>	<u> </u>				
イ 工300平方メー1件につ	き				
場等 トル未満 9,000円					
300平方メー1件につ	*				
トル以上1,0 15,000円					
00平方メー					
トル未満					
1,000平方メ1件につ	ŧ				
ートル以上24,000円	.				
2,000平方メ					
ートル未満					
2,000平方メ1件につ	き				
ートル以上72,000円					
5,000平方メ					
ートル未満					
5,000平方メ1件につ	<u> </u>				
ートル以上113,000F	9				
10,000 平 方					
メートル未					
満					
10,000 平 方 1 件につ	30				
メートル以143,000F	9				
上 25,000 平					
方メートル					
未満 上					
25,000 平 方 1 件につ	<u> </u>				
メートル以178,000F	9				
<u>E</u>					
備考	備考				
この表において、「工場等」と					
は、建築基準法上の用途が工場(自					

動車修理工場を含む。)、危険物の 貯蔵又は処理に供するもの、水産 物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、 卸売市場、火葬場又はと畜場、汚 物処理場及びごみ焼却場その他の 処理施設をいう。

10 建築基準法(以下この表において「法」という。)に規定する認定及び許可申請関係

区分	金額
1 法第7条の6第1項第	(略)
1号 <u>若しくは</u> 第2号 <u>又は</u>	
法第18条第38項第1号若	
<u>しくは第2号</u> (法第87条	
の4並びに第88条第1項	
及び第2項において準用	
する場合を含む。) の規定	
による仮使用の認定申請	
(検査済証の交付を受け	
る前における建築物等の	
仮使用認定申請)に対す	
る審査	
(略)	
23 法第68条の5の3第2	(略)
<u>項</u> の規定による許可申請	
(高度利用地区型地区計	
画等の区域内における建	
築物の各部分の高さの許	
可申請)に対する審査	
(略)	
10の2~10の5 (略)	

Ī					
-		 	 	 	
-			 	 	
-	 	 	 	 	

10 建築基準法(以下この表において「法」という。)に規定する認定及び許可申請関係

区分	金額
1 法第7条の6第1項第	(略)
1号及び 第2号	
(法第87条	
の4並びに第88条第1項	
及び第2項において準用	
する場合を含む。) の規定	
による仮使用の認定申請	
(検査済証の交付を受け	
る前における建築物等の	
仮使用認定申請)に対す	
る審査	
(略)	
23 法第68条の5の2第2	(略)
<u>項</u> の規定による許可申請	
(高度利用地区型地区計	
画等の区域内における建	
築物の各部分の高さの許	
可申請) に対する審査	
(略)	

 $1002 \sim 1005$ (略)

		区分	金額
1	<u>法</u>	ア 法第32条	(1) 非住宅部
<u>第</u>	11	に規定する	分(建築物工
<u>条</u>	第	認定建築物	ネルギー消
1_	項	エネルギー	費性能基準
又	は	消費性能向	等を定める
<u>法</u>	第	上計画に <u>法</u>	省令(平成28
12	条	第29条第3	年経済産業
<u>第</u>	2	<u>項各号</u> に掲	省・国土交通
項	_の	げる事項が	省令第1号。
規	定	記載されて	以下この表
12	基	いる場合に	において 「基
づ	<	おける同項	準省令」とい
建	築	に規定する	う。) 第1条
物	エ	他の建築物	第2項に規
ネ	ル	(以下この	定する住宅
ギ	_	表において	部分以外の
消	費	「認定建築	建築物の部
性	能	物消費性能	<u>分をいう。以</u>
確	保	向上計画に	<u>下この表に</u>
計	画	係る他の建	おいて同
が	建	築物」とい	じ。) の場合
築	物	う。)の場合	<u>は、</u> 次の <u>(ア)</u>
消	費		<u>から(キ)ま</u>
性	能		<u>で</u> に掲げる
基	準		非住宅部分
12	適		の床面積の

10の6 建築物のエネルギー消費性 能の向上等に関する法律(<u>平成27</u> <u>年法律第53号。</u>以下この表におい て「法」という。)に規定する適合 性判定関係

性判定関係					
	区分	金額			
1 <u>洼</u>	ア 法第37条				
第 12	に規定する				
<u>条</u> 第	認定建築物				
1 項	エネルギー				
又は	消費性能向				
<u>法</u> 第	上計画に <u>法</u>				
13 条	第 34 条 第 3				
第 2	<u>項各号</u> に掲				
<u>項</u> _0	げる事項が				
規定	記載されて				
に基	いる場合に				
づく	おける同項				
建築	に規定する				
物エ	他の建築物				
ネル	(以下この				
ギー	表において				
消費	「認定建築				
性能	物消費性能				
確保	向上計画に				
計 画	係る他の建				
が建	築物」とい				
築物	う。)の場合	<u>_</u> 次の <u>(1)か</u>			
消費	ア であって建	ら(6)まで			
性能	築物エネル	に掲げる			
基準	ギー消費性				
に適	能基準等を	床面積の			

合 す	┃ 区分に応じ、┃┃	合	す	定める省令	区分に応じ、
るか	当該 <u>(ア)か</u>	る	か	(平成28年	当該(1)から
どう	<u>ら(キ)まで</u>	ど	う	経済産業	<u>(6)まで</u>
か の	に定める額	か	の	省・国土交通	に定める額
判 定	(<i>T</i>) 300	判	定	省令第1号。	
	平方メー			以下この表	
	トル未満			において「基	
	1件につ			準省令」とい	
	<u>き 10,000</u>			う。) 第1条	
	<u> </u>			<u>第1項第1</u>	
	(イ) (略)			号に適合す	<u>(1)</u> (略)
	(ウ) (略)			るかどうか	<u>(2)</u> (略)
	(エ) (略)			の判定を行	(3) (略)
	(才) (略)			<u>う場合</u>	(4) (略)
	(カ) (略)				(5) (略)
	<u>(キ)</u> (略)				(6)(略)
	(2) 住宅部分				
	(基準省令				
	第 1 条 第 2				
	項に規定す				
	る住宅部分				
	をいう。以下				
	この表にお				
	いて同じ。)				
	の場合は、次				
	<u>の(ア)から</u>				
	<u>(オ)までに</u>				
	掲げる住宅				
	部分の用途				
	及び床面積				
	の区分に応				
	じ、当該(ア)				

から(オ) ま でに定める 種 (ア) 一戸 建(人の居 住の用以 外の用金 部分をもものに限るの以下においてにおいてにおいてにおいてにおいてでき5,800円 円(イ生宅を、他 一位生宅、人の建定と、の建定ののでは定じるのででは、 本をのは、 一方の住宅をできる。 本をのは、 でのできり、 300平方メートル未満 1件		
種 (ア) 一戸 建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。) (人の民任の用以外のに限る。以下の表において同じ。) 1件につき5,800円 (人) 共同任宅等(共同住宅、長屋その他一戸建宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。) 下この (人) 共同日本での住宅とをいう。以下において同じ。) (大) 水のである。 (人) 本のであるにおいて同じ。) (大) で300平方メートル未 (人) 本のに限る。	から(オ)ま	
(ア) 一戸 建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。)	でに定める	
建ての住 宅(人の居 住の用以 外の用途 に供する 部分を有 しないも のに限る。 以下この 表にじ。) 1件に つき5,800 円 (イ) 共同 住宅宅、長 屋との他 一戸住宅以 外の自宅を シリーのので ののでう。以 下この表 において 同じ。)	<u>額</u>	
宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。)	(ア) 一戸	
住の用以 外の用途 に供する 部分を有 しないも のに限る。 以下この 表におい て同じ。) 1件に つき5,800 円 (イ) 共同 住宅宅、長 屋その他 一戸建て の住宅以 外の住宅 をいう。以 下こおい 「のきをいる」 「のはっし、」 「のはっし、」 「のはっし、」 「のはっし、」 「のはっし、」 「のはっし、」 「のはっし、」 「のはっし、」 「のはっし、」 「のはっし、」 「のはっし、」 「のはっし、」 「のはっし、」 「のはっし、」 「のはっし、」 「のはっし、」 「のはっし、」 「のいう。」 「においていっし、」 「こ。 「こ。 「こっし、」 「こ。 「こ。 「こ。 「こ。 「こ。 「こ。 「こ。 「こ。 「こ。 「こ。	建ての住	
外の用途 に供する 部分を有しないものに限る。 以下この表において同じ。) 1件につき5,800 円(イ) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下こおいて同じ。)で300平方メートル未	<u>宅 (人の居</u>	
に供する 部分を有 しないも のに限る。 以下この 表におい て同じ。) 1件に つき5,800 円 (イ) 共同 住宅等(共 同住宅、長 屋その他 一戸建て の住宅 りの自宅 という。以 下こかまいて 同じ。)で 300平方メートル未	住の用以	
部分を有 しないも のに限る。 以下この 表におい て同じ。) 1件に つき5,800 円 (イ) 共同 住宅等(共 同住宅、長 屋その他 一戸建て の住宅以 外の住宅 をいう。以 下この表 において 同じ。)で 300平方メ ートル未	外の用途	
しないものに限る。 以下この表において同じ。) 1件につき5,800 円(イ)共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。)で300平方メートル未	に供する	
のに限る。 以下この表 表において同じ。) 1件につき5,800 円 (イ) 共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。)で300平方メートル未	部分を有	
以下この 表におい て同じ。) 1 件に つき5,800 円 (イ) 共同 住宅等(共 同住宅、長 屋その他 一戸建て の住宅以 外の住宅 をいう。以 下この表 において 同じ。)で 300平方メ ートル未	しないも	
表におい て同じ。) 1 件に つき5,800 円 (イ) 共同 住宅等(共 同住宅、長 屋その他 一戸建て の住宅以 外の住宅 をいう。以 下この表 において 同じ。)で 300平方メ ートル未	のに限る。	
て同じ。) 1件に つき5,800	以下この	
1件に つき5,800 円 (イ) 共同 住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。)で300平方メートル未	表におい	
つき5,800 円 (イ) 共同 住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。)で300平方メートル未ートル未ー	て同じ。)	
円 (イ) 共同 住宅等(共 一 同住宅、長 屋その他 一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。)で 300平方メートル未	1 件に	
(イ) 共同住宅等(共同住宅、長同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅とをいう。以下この表において同じ。)で300平方メートル未	つき5,800	
住宅等(共 同住宅、長 屋その他 一戸建て の住宅以 外の住宅 をいう。以 下この表 において 同じ。)で 300平方メ ートル未	<u>円</u>	
同住宅、長 屋その他 一戸建て の住宅以 外の住宅 をいう。以 下この表 において 同じ。)で 300平方メ ートル未	(イ) 共同	
屋その他 一戸建て の住宅以 外の住宅 をいう。以 下この表 において 同じ。)で 300平方メ ートル未	住宅等(共	
一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以外の住宅をいう。以下この表において同じ。)で300平方メートル未	同住宅、長	
の住宅以外の住宅 をいう。以下この表において同じ。)で300平方メートル未	屋その他	
外の住宅 をいう。以 下この表 において 同じ。)で 300平方メ ートル未	一戸建て	
をいう。以 下この表 において 同じ。)で 300平方メ ートル未	の住宅以	
下この表 において 同じ。)で 300平方メ ートル未	外の住宅	
において 同じ。)で 300平方メ ートル未	をいう。以	
同じ。)で 300平方メ ートル未	<u>下この表</u>	
300平方メ <u>ートル未</u>	において	
_ トル未	同じ。)で	
満 1件	ートル未	
	1	

11 1 1 11	1 1
につき10,	
000円	
住宅等で	
300平方メ	
<u>- トル以</u>	
上2,000平	
カメート	
ル 未 満	
<u>つき22,40</u>	
0円	
(エ) 共同	
住宅等で	
2,000平方	
メートル	
以上5,000	
<u> </u>	
つき44,60	
<u>9円</u>	
(才) 共同	
<u>(、, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	
5,000平方	
メートル	
以上 1	
件につき	
76,400円	
他の <u>分に</u> 分の用途の区	他の分の用途の区

<u>つ</u>い分に応じ、当該 て 基各号に定める 準 省額 令 第(1) 建築基準 条 法上の用途 1 が工場、危険 第 1 物の貯蔵又 項 第 号 は処理に供 1 イ するもの、水 0 基 進 産物の増殖 場若しくは 以 (下 養殖場、倉 0) 庫、卸売市 13 場、火葬場又 お 7 はと畜場、汚 61 標 Γ 物処理場及 準 入 びごみ焼却 場その他の 力 法 処理施設 (以 等 12 下この表に ょ る おいて「工場 基準| 等」という。) う。) 以外の場合 に は、次の(ア) 適 す から(キ)ま 合 でに掲げる る か う 床面積の区 شط 分に応じ、当 かの 該(ア)から 判 (キ)_までに を 行 う 場 定める額 (ア) 合 300

場合

分に応じ、当該 基各号に定める 準 省額 令 第(1) 建築基準 条 法上の用途 1 が工場、危険 第 1 物の貯蔵又 項 第 묽 は処理に供 1 イ するもの、水 0 産物の増殖 基 準 場若しくは 以 (養殖場、倉 下 表 庫、卸売市 \mathcal{O} 場、火葬場又 お はと畜場、汚 € V 7 「標 物処理場及 びごみ焼却 準 入 場その他の 力 法 等 に 処理施設(以 よる 下この表に おいて「工場 基準」 等」という。) F 13 う。) 以外の場合 は、次の(ア) に適 から(カ)ま 合 す でに掲げる る か う 床面積の区 سلح 分に応じ、当 か \mathcal{O} 該(ア)から 判 定 (カ)_までに を 行 う 場 定める額 合

場合

平方メー	
トル未満	
1 件に	
<u>つき211,80</u>	
0円	
<u> (イ)</u> (略)	<u>(ア)</u> (略)
<u>(ウ)</u> (略)	<u>(イ)</u> (略)
<u>(工)</u> (略)	<u>(ウ)</u> (略)
<u>(オ)</u> (略)	(略)
<u>(カ)</u> (略)	<u>(オ)</u> (略)
<u>(キ)</u> (略)	<u>(カ)</u> (略)
(2) 建築基準	(2) 建築基準
法上の用途	法上の用途
が工場等の	が工場等_
<u>み</u> の場合は、	の場合は、
次の(ア)か	次の(ア)か
ら <u>(キ)</u> まで	ら <u>(カ)</u> まで
に掲げる床	に掲げる床
面積の区分	面積の区分
に応じ、当該	に応じ、当該
(ア)から	(ア)から
<u>(キ)</u> までに	<u>(カ)</u> までに
定める額	定める額
(ア) 300	
平方メー	
トル未満	
1 件 に つ	
き29,700円	
<u>(イ)</u> (略)	<u>(ア)</u> (略)
<u>(ウ)</u> (略)	<u>(イ)</u> (略)
(エ) (略)	(<u>で)</u> (略)
<u>(オ)</u> (略)	<u>(エ)</u> (略)
<u>(カ)</u> (略)	(才) (略)

			(キ) (略)
b	<u> </u> 非	住	次の各号に掲
	<u>宅</u>	部	げる非住宅部
	<u>分</u>	に	分の用途の区
	2	7,	分に応じ、当該
	<u>T</u>	_基	各号に定める
	準	省	額
	令	第	(1) 建築基準
	1	条	法上の用途
	第	1	が工場等以
	項	第	外の場合は、
	1	号	次の(ア)か
	口	0)	ら <u>(キ)</u> まで
	基	準	に掲げる床
	(以	面積の区分
	下	ح	に応じ、当該
	0)	表	(ア) から
	に	お	<u>(キ)</u> までに
	41	て	定める額
	Γ	モ	(ア) 300
	デ	ル	平方メー
	建	物	トル未満
	法	に	1件につ
	ょ	る	き86,800円
	基注	隼」	<u>(イ)</u> (略)
	と	Λž	<u>(ウ)</u> (略)
	う。	,)	(工) (略)
	に	適	<u>(オ)</u> (略)
	合	す	<u>(カ)</u> (略)
	る	か	<u>(キ)</u> (略)
	ど	う	(2) 建築基準
	か	0)	法上の用途

		(カ) (略)
		次の各号に掲
		げる非住宅部
		分の用途の区
		分に応じ、当該
	_基	各号に定める
準	省	額
令	第	(1) 建築基準
1	条	法上の用途
第	1	が工場等以
項	第	外の場合は、
1	号	次の(ア)か
口	0)	ら <u>(カ)</u> まで
基	準	に掲げる床
(以	面積の区分
下	ح	に応じ、当該
0)	表	(ア)から
K	お	<u>(カ)</u> までに
61	て	定める額
Γ	モ	
デ	ル	
建	物	
法	12	
ょ	る	
基	隼」	<u>(ア)</u> (略)
と	61	(イ) (略)
う。	o)	(ウ) (略)
13	適	(工) (略)
合	す	(才) (略)
る	か	<u>(カ)</u> (略)
الخ	う	(2) 建築基準
か	0)	法上の用途

判定が工場等の	判定	が工場等
を 行 みの場合は、	を行	 の場合は、
う場次の(ア)か	う場	一 次の (ア) か
合 ら (キ) まで	合	ら(カ)まで
に掲げる床		に掲げる床
面積の区分		面積の区分
に応じ、当該		に応じ、当該
(ア)から		(ア) から
<u>(キ)</u> までに		<u>(カ)</u> までに
定める額		定める額
(ア) 300		
平方メー		
トル未満		
<u>1 件につ</u>		
き26,200円		
<u>(イ)</u> (略)		<u>(ア)</u> (略)
<u>(ウ)</u> (略)		_(イ)_ (略)
(エ) (略)		<u>(ウ)</u> (略)
(者) (略)		(エ) (略)
<u>(カ)</u> (略)		<u>(オ)</u> (略)
<u>(キ)</u> (略)		<u>(カ)</u> (略)
c 住宅次の各号に掲		
部分げる住宅部分		
につの用途及び床		
いて面積の区分に		
基準応じ、当該各号		
省令に定める額		
第 1(1) 一戸建て		
条 第 の住宅で200		
1 項 平方メート		
第 2 ル未満 1		
号 イ 件につき33,		

1 1	() -1 - 1		1
	(1) 及 300円		
	び 同(2) 一戸建て		
	号 ロ の住宅で200		
	(1)の 平方メート		
	基 準 ル以上 1		-
	<u>(以件につき36</u>		
	下 <u> 800円</u>		
	の表(3) 共同住宅		
	に お 等で300平方		
	いてメートル未		
	「 標 満 1件に		
	<u>準 計 つき65,200</u>		
	算法 円		
	に よ(4) 共同住宅		
	る 基 等で300平方		
	準」と メートル以		
	<u>上2,000平方</u>	_	
	う。) メートル未		
	に 適 満 1件に	i	
	合 す つき106,100		
	る か 円		_
	ど う(5) 共同住宅		
	かの 等で2,000平		
	判定 方メートル		
	を 行 以上5,000平		
	う場 方メートル		
		-	
	<u>につき177,8</u>		
	00円		
	(6) 共同住宅		
	等で5,000平		
	方メートル		

以上 1件	
<u>につき253, 1</u>	
00円	
d 住宅次の各号に掲	
部分げる住宅部分	
に つの用途及び床	
いて面積の区分に	
基 準応じ、当該各号	
省 令に定める額	
第 1(1) 一戸建て	
条 第 の住宅で200	
1 項 平方メート	
第 2 ル未満 1	
<u>号 イ</u> 件につき25,	
(2) 若 500円	
しく(2) 一戸建て	
は 第 の住宅で200	
10条 平方メート	
第 2 ル以上 1	
号 イ 件につき27,	
(2) 及 900円	
び 第(3) 共同住宅	
1条 等で300平方	
第 1 メートル未	
項 第 満 1件に	
<u>2 号</u> <u>つき49,200</u>	
口(1) 円	
又は(4) 共同住宅	
同号 等で300平方	
イ(1) メートル以	
及び上2,000平方	
同号 メートル未	

	コ(2) 満 1件に	1 11
	告し つき80,000	
	(は 円	
9 9	第 10 (5) 共同住宅	
	条 第 等で2,000平	
	2 号 方メートル	
	7 (2) 以上5,000平	
	り基方メートル	
	<u> </u>	
	<u> 下 こ につき136,3</u>	
	2 表 00円	
<u> </u>	こ お(6) 共同住宅	
<u>\</u>	、て 等で5,000平	
	「仕 方メートル	
	<u>以上 1件</u>	
	算 併 <u>につき197,4</u>	
	月 法 00円	
	3 基	
	<u> </u>	
	<u>, 7</u>	
	<u>こ適</u>	
	<u></u> す	
	<u> </u>	
	『 定	
	<u>と 行</u>	
) 場	
	住宅次の各号に掲	

部 分げる住宅部分	
につの用途及び床	
いて面積の区分に	
基 準応じ、当該各号	
省令に定める額	
第 1(1) 一戸建て	
条 第 の住宅で200	
1 項 平方メート	
第 2 ル未満 1	
号 イ 件につき18,	
(2) 及 000円	
び 同(2) 一戸建て	
号 ロ の住宅で200	
(2) 又 平方メート	
は 第 ル以上 1	
10条件につき20,	
第 2 000円	
号 イ(3) 共同住宅	
(2) 及 等で300平方	
び 同 メートル未	
号 ロ 満 1件に	
の 基 つき33,000	
<u>準(以</u> 円	
下 こ(4) 共同住宅	
の 表 等で300平方	
に お メートル以	
いて 上2,000平方	
「仕メートル未	
様 基 満 1件に	
準 に つき 55,000	
よる 円	
基準」(5) 共同住宅	

	<u>とい</u> <u>等で2,000平</u> <u>う。)</u> <u>方メートル</u>	
	に 適 以上5,000平	
	合す 方メートル	
	るか 未満 1件	
	<u>どう</u> <u>につき95,00</u>	
	<u>かの</u> 0円	
	判定(6) 共同住宅	
	を 行 等で5,000平	
	う場 方メートル	
	合 以上 1件	
	<u>につき142,0</u>	
2 7 7	<u>00円</u> 割点(1) まはまず	
2 <u>法</u> ア _a		2 法ア 非 認定
第 11	建築分の場合は、物消次の(ア)か	第 12 住宅 建築
条 第		条 第 <u>部 分</u> 物 消 次の <u>(1)から</u>
2 項 一床 又 は 面 積	費性ら(キ)まで能向に掲げる増	2 項 の 床 費 性 (7)まで 又 は 面 積 能 向 に掲げる増
入 協 画 領 <u>法 第</u> が 増	上計 加をしよう	
<u>仏</u>	画にとする床面	<u>法</u> 第が増 上計 加をしよう <u>13条</u> 加す 画 に とする床面
第 3 る 場	係る積の区分に	13 未 m y M に こ y る k M 第 3 る 場 係 る 積の区分に
<u>現</u> の合	他の応じ、当該	<u>現</u> の合 他の 応じ、当該
	建築 (ア)から	規定 建築 (1)から(7)
パ 之 に 基	物 の (キ)までに	に 基 物 の まで に
づく	場合定める額	づく 場合 定める額
変更	(ア) (略)	変 更 (略)
後の	<u>(イ)</u> (略)	後の
建築	<u>(ウ)</u> (略)	建築 (8)
物工	(工) (略)	物 エ
ネル	(才) (略)	ネル (5) (略)
ギー	(カ) (略)	ギー (6) (略)
消費	(キ) (略)	消費

性能	(2) 住宅部分	性	能	
	の場合は、次	確	保	
計画	<u>の(ア)から</u>	計	画	
が建		が	建	
	掲げる住宅	築	物	
	部分の用途	 消	費	
	及び増加を	性	能	
基準	しようとす	基	準	
に 適	る床面積の	に	適	
合す	区分に応じ、	合	す	
るか	<u>当該(ア)か</u>	る	か	
どう	<u>ら(オ)まで</u>	تخ	う	
かの	<u>に定める額</u>	か	の	
判定	(ア) 一戸	判	定	
	建ての住			
	<u> </u>			
	<u>につき5,8</u>			
	00円			
	_(イ) 共同			
	住宅等で			
	300平方メ			
	<u>ートル未</u>			
	満 1件			
	<u>につき10,</u>			
	000円			
	(ウ) 共同			
	住宅等で			
	300平方メ			
	<u>ートル以</u>			
	上2,000平			
	方メート			
	ル 未 満			

<u>つき22,40</u>	
(エ) 共同	
住宅等で	
2,000平方	
$ \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad $	
以上5,000	
平方メー	
<u>き 44,600</u>	
<u>(オ) 共同</u>	
住宅等で	
5,000平方	
メートル	
以上 1	
件につき	
76,400円	
b (a) 次の各号に掲	b (a) 次の各号に掲
の住分の用途の区	の一分の用途の区
他	他 分に応じ、当該
場	
準 次の(ア)か	準 次の(ア)か

	7	ら(キ)まで
入ら(キ)まで		11
力に掲げる増し		に掲げる増
法加をしよう	法	加をしよう
等とする床面	等	とする床面
に 積の区分に		積の区分に
よ応じ、当該		応じ、当該
		(ア)から
基 (キ)までに	基	
準 定める額	準	定める額
$ \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad$		(ア) ~ (キ)
適(略)	適	(略)
	合	
	3	
か	カ	
か	か	
	判	
定		
行		
	台	
(b) 次の各号に掲	(b)	次の各号に掲
非げる非住宅部		げる非住宅部
		分の用途の区
		分に応じ、当該
		各号に定める
		1.1
<u>部</u> 各号に定める <u>分</u> 額		各号に定める 額

. 14.5 4.65 111 1 1	
<u>に</u> (1) (略)	(1) (略)
2(2) 建築基準	(2) 建築基準
い 法上の用途が	法上の用途が
<u>て</u> 工場等 <u>のみ</u> の	工場等の
モ 場合は、次の	モ 場合は、次の
デ (ア)から	デ (ア) から
ル(キ)までに	ル (キ) までに
建 掲げる増加を	建掲げる増加を
物 しようとする	物 しようとする
法 床面積の区分	法床面積の区分
にに応じ、当該	にに応じ、当該
よ (ア) から	よ (ア)から
る(キ)までに	る(キ)までに
基 定める額	基定める額
準 (ア) ~ (キ)	準 (ア) ~ (キ)
に (略)	に (略)
適	
습 	台
-	
~ る	
か	か
ر ا	と
j))
か	かかり
判	判
定	定
を 行	を
行	行
j) LH
場	場。
合	合

(c) 次の各号に掲	
住げる住宅部分	
室の用途及び増	
部加をしようと	
分する床面積の	
に区分に応じ、当	
つ該各号に定め	
<u>いる額</u>	
標 の住宅で200	
<u>- - - - </u>	
算件につき33,	
法 300円	
に(2) 一戸建て	
よ の住宅で200	
準 件につき36,	
に 800円	
<u>適</u> (3) 共同住宅	
すメートル未	
<u>か つき 65,200</u>	
<u>ど</u> <u>円</u>	
う(4) 共同住宅	
<u>か</u> 等で300平方	
の メートル以	
判 上2,000平方	
定メートル未	

行 つき106,100	
場(5) 共同住宅	
カメートル	
以上5,000平	
カメートル	
<u>につき177,8</u>	
00円	
(6) 共同住宅	
等で5,000平	
カメートル	
以上 1件	
につき253,1	
00円	
(d) 次の各号に掲	
住げる住宅部分	
宅の用途及び増	
部加をしようと	
分する床面積の	
に区分に応じ、当	
<u>つ該各号に定め</u>	
<u>いる額</u>	
て(1) 一戸建て	
仕 の住宅で200	
様 平方メート	
<u>・</u> ル未満 1	
計 件につき25,	
算 500円	
用 <u>の</u> 住宅で200	

法平方メートにル以上1よ件につきる27,900円基(3)共同住宅準等で300平方にメートル未適1件に合つき49,200す円る(4)共同住宅か等で300平方どメートル以う上2,000平方かメートル未の消1件に判つき80,000定円	
を(5) 共同住宅 行 等で2,000平 う 方メートル 場 以上5,000平	
合 方メートル 未満 1 件 につき136,3 00円	
(6) 共同住宅 等で5,000平 方メートル 以上 1件 につき197,4 00円	

(e) 次の各号に掲	
住げる住宅部分	
室の用途及び増	
分する床面積の	
に区分に応じ、当	
つ該各号に定め	
いる額	
て(1) 一戸建て	
仕 の住宅で200	
様平方メート	
<u>基</u> ル未満 1	
<u>に</u> 000円	
L 00011 よ(2) 一戸建て	
<u>る</u> <u>の住宅で200</u> #	
基平方メート	
<u>に</u> <u>件につき20,</u>	
適 000円	
<u>か</u> 満 1件に	
<u>どっき33,000</u>	
う 円	
<u>の</u> 等で300平方	
判メートル以	
定 上2,000平方	
を メートル未	

イア外場 以の合	物 消 次の <u>(ア)か</u>	イア外場 200 音	物消	一次(1)から一からの(1)からがらがらがらにがらにがらにからに <t< th=""></t<>
	平方メー		場合	

			1 11
	<u>H</u>		
	(イ) (略)		(1) (略)
	(ウ) (略)		(2) (略)
	(工) (略)		(3) (略)
	(オ) (略)		(4) (略)
	(カ) (略)		(5) (略)
	(キ) (略)		(6) (略)
	(2) 住宅部分		
	の場合は、次		
	<u>の (ア) から</u>		
	(オ)までに		
	掲げる住宅		
	部分の用途		
	及び床面積		
	の区分に応		
	じ、当該(ア)		
	<u>から(オ)ま</u>		
	でに定める		
	<u>額</u>		
	(ア) 一戸		
	建ての住		
	<u>宅</u> 1件		
	<u>につき2,9</u>		
	00円		
	(イ) 共同		
	住宅等で		
	300平方メ		
	ートル未		
	満 1件		
	<u>につき5,0</u>		
	00円		
	<u>(ウ) 共同</u>		
ii I I		II I I	

	住宅等で	
	300平方メ	
	<u>ートル以</u>	
	上2,000平	
	方メート	
	1件に	
	つき11,20	
	0円	
	<u>011</u> (エ) 共同	
	住宅等で	
	2,000平方	
	メートル N 1-5 000	
	以上5,000	
	平方メー	
	トル未満	
	1件に	
	<u>つき22,30</u>	
	0円	
	<u>(オ) 共同</u>	
	住宅等で	
	5,000平方	
	メートル	
	以上 1	
	件につき	
	38,200円	
	b (a) 次の各号に掲	b (a) 次の各号に掲
	そ 非げる非住宅部	そげる非住宅部
	の 住分の用途の区	の分の用途の区
	他 宅分に応じ、当該	他分に応じ、当該
	の <u>部</u> 各号に定める	の _各号に定める
1 1 I		.1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

合	に(1) 建築基準	合	(1) 建築基準
	つ 法上の用途		法上の用途
	いが工場等以		が工場等以
	て 外の場合は、		外の場合は、
	標次の(ア)か		標次の(ア)か
	準 ら (キ) まで		準 ら <u>(カ)</u> まで
	入に掲げる床		入に掲げる床
	力面積の区分		カ面積の区分
	法に応じ、当該		法に応じ、当該
	等 (ア)から		等(ア)から
	に <u>(キ)</u> までに		に <u>(カ)</u> までに
	よ 定める額		よ 定める額
	る (ア) 300		る
	基 平方メー		基
	準 トル未満		準
	に 1件につ		VZ
	適 き 105,900		適
	合 円		台 _
	す (イ) (略)		す (ア) (略)
	る (ウ) (略)		る (イ) (略)
	か (エ) (略)		か <u>(ウ)</u> (略)
	ど (オ) (略)		ど <u>(エ)</u> (略)
	う <u>(カ)</u> (略)		う (オ) (略)
	か (キ) (略)		か <u>(カ)</u> (略)
	の(2) 建築基準		の(2) 建築基準
	判法上の用途		判法上の用途
	定が工場等の		定 が工場等_
	を <u>み</u> の場合は、		をの場合は、
	行次の(ア)か		行めの(ア)か
	う ら <u>(キ)</u> まで		う ら <u>(カ)</u> まで
	場に掲げる床		場に掲げる床
	合面積の区分		合面積の区分

	に応じ、当該	に応じ、当該
	(ア) から	(ア)から
	<u>(キ)</u> までに	(カ)までに
	定める額	<u> </u>
	(ア) 300	
	平方メー	
	<u>- パッ</u> トル未満	
	1件につき	
	14,900円	
	<u>11,000円</u> <u>(イ)</u> (略)	<u>-</u> (略)
	<u>(ウ)</u> (略)	<u>(イ)</u> (略)
	<u>(エ)</u> (略)	<u>(ウ)</u> (略)
	<u>(オ)</u> (略)	<u>(エ)</u> (略)
	(カ) (略)	<u>(オ)</u> (略)
	(キ) (略)	<u>(カ)</u> (略)
(b)	次の各号に掲	(b) 次の各号に掲
	げる非住宅部	」
	分の用途の区	一
	分に応じ、当該	
	各号に定める	 各号に定める
分		
<u> </u>	(1) 建築基準	(1) 建築基準
	法上の用途	_ 法上の用途
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	が工場等以	が工場等以
	外の場合は、	外の場合は、
モ	次の (ア) か	モ 次の(ア)か
デ	ら <u>(キ)</u> まで	デ ら <u>(カ)</u> まで
	に掲げる床	ルに掲げる床
建	面積の区分	建面積の区分
物	に応じ、当該	物に応じ、当該
法	(ア) から	法(ア)から
	<u>(キ)</u> までに	に <u>(カ)</u> までに

よ 定める額	よ 定める額
る (ア) 300	る
基平方メー	基
準ル未満	準
に _ 1 件に	r=
適 つき43,400	適
合 <u>円</u>	合 _
す (イ) (略)	す (ア) (略)
る <u>(ウ)</u> (略)	る <u>(イ)</u> (略)
か <u>(エ)</u> (略)	か <u>(ウ)</u> (略)
と <u>(オ)</u> (略)	ど <u>(エ)</u> (略)
う <u>(カ)</u> (略)	う <u>(オ)</u> (略)
か (キ) (略)	か (カ) (略)
の(2) 建築基準	の(2) 建築基準
判法上の用途	判法上の用途
定 が工場等 <u>の</u>	定 が工場等_
を <u>み</u> の場合は、	をの場合は、
行 次の (ア) か	行次の(ア)か
う ら <u>(キ)</u> まで	う ら <u>(カ)</u> まで
場に掲げる床	場に掲げる床
合面積の区分	合面積の区分
に応じ、当該	に応じ、当該
(ア) から	(ア)から
<u>(キ)</u> までに	<u>(カ)</u> までに
定める額	定める額
(<i>T</i>) 300	
平方メー	
<u>トル未満</u>	
1件につき	
13,100円	
<u>(イ)</u> (略)	<u>(ア)</u> (略)
<u>(ウ)</u> (略)	<u>(イ)</u> (略)

(工) (略)	<u>(ウ)</u> (略)
(略)	(略)
<u>(カ)</u> (略)	(略)
<u>(キ)</u> (略)	<u>(カ)</u> (略)
(c) 次の各号に掲	
住げる住宅部分	
宅の用途及び床	
部面積の区分に	
分応じ、当該各号	
にに定める額	
つ(1) 一戸建て	
い の住宅で200	
て 平方メート	
標 ル未満 1	
<u>準</u> <u>件につき16,</u>	
計 700円	
算(2) 一戸建て	
法 の住宅で200	
に 平方メート	
よ ル以上 1	
る 件につき18,	
基 400円	
準(3) 共同住宅	
に 等で300平方	
適メートル未	
合 満 1件に	
<u>す つき32,600</u>	
<u>る</u> 円	
か(4) 共同住宅	
ど 等で300平方 う メートル以	
か 上2,000平方	

	a	1 1	1 : 11
	のメートル未		
	判 満 1件に		
	定 つき53,100		
	<u>を</u> 円		
	行(5) 共同住宅		
	う 等で2,000平		
	場 方メートル		
	合 以上5,000平		
	方メートル		
	未満 1件		
	<u>につき88,90</u>		
	0円		
	(6) 共同住宅		
	等で5,000平		
	方メートル		
	以上 1件		
	<u>につき126,6</u>		
	00円		
	(d) 次の各号に掲		
	住げる住宅部分		
	宅の用途及び床		
	部面積の区分に		
	分応じ、当該各号		
	にに定める額		
	つ(1) 一戸建て		
	い の住宅で200		
	て 平方メート		
	仕 ル未満 1		
	様 件につき12,		
	計(2) 一戸建て		
	算 の住宅で200		
11 1		I I	

		1 1 1 1
	併 平方メート	
	用 ル以上 1	
	法 件につき14,	
	に 000円	
	よ(3) 共同住宅	
	る 等で300平方	
	基メートル未	
	<u>準</u> 満 1件に	
	適円	
	<u>合(4) 共同住宅</u>	
	す 等で300平方	
	るメートル以	
	か 上2,000平方	
	ど メートル未 う 満 1 件に	
	う 満 1件に	
	<u>か つき40,000</u>	
	判(5) 共同住宅	
	定 等で2,000平	
	を方メートル	
	行 以上5,000平	
	う 方メートル	
	場 未満 1件	
	合 <u>につき68,20</u>	
	(6) 共同住宅	
	等で5,000平	
	カメートル	
	以上 1件	
	<u>につき98,70</u>	
	<u>0円</u>	
1 1		

(e) 次の各号に掲	
住げる住宅部分	
室の用途及び床	
部面積の区分に	
分応じ、当該各号	
に定める額	
つ(1) 一戸建て	
<u>い</u> の住宅で200	
て 平方メート	
<u>に</u> <u>の住宅で200</u>	
よ 平方メート	
に(3) 共同住宅	
適 等で300平方	
合 メートル未	
j 満 1件に	
<u>る つき16,500</u>	
<u> </u>	
<u>う 等で300平方</u>	
かメートル以	
<u>ク</u> 上2,000平方	
を つき 27,500	
<u>を </u>	

3 法ア 非住宅部	以上5,000平 方メートル 未満 1件 につき47,50 0円 (6) 共同住宅 等で5,000平 方メートル 以上 1件 につき71,00 0円	3		7			
	げる非住宅部	 第					げる非住宅部
	分の用途の区		第		入力		 分の用途の区
	分に応じ、当該	$\frac{1}{2}$	項	等に	よる	。基	 分に応じ、当該
	各号に定める	 		準に	適台	うす	各号に定める
法 第 るかどうか	額	<u>法</u>	第	るか	الح کا	うか	 額
<u>12 条</u> の判定を行	(1) 建築基準	13	条	の判	定を	计行	(1) 建築基準
第 3 う場合	法上の用途	第	3	う場合			法上の用途
<u>項</u> の	が工場等以	項	_の				が工場等以
規定	外の場合は、	規	定				外の場合は、
に基	次の(ア)か	1 13	基				次の(ア)か
づく	ら <u>(キ)</u> まで	ブ	<				ら <u>(カ)</u> まで
建築	に掲げる床	建	築				に掲げる床
物 工	面積の区分	物	エ				面積の区分
ネル	に応じ、当該	ネ	ル				に応じ、当該
ギー	(ア) から	ギ	-				(ア)から
消費	<u>(キ)</u> までに	消	費				<u>(カ)</u> までに
性 能	定める額	性	能				定める額

確 保	<u>(ア) 300</u>	確保	
計画	平方メー	計画	
の軽	トル未満	の軽	
 微 な	1 件に	微な	
変 更	つき105,90	変 更	
に関	0円	に関	
する	<u> </u>	する	 (ア)_ (略)
	<u></u> (略)	証 明	<u> (イ)</u> (略)
書 の	(エ) (略)	書 の	(ウ) (略)
交付	(略)	交 付	(工) (略)
	(カ) (略)		(略)
	<u> (キ)</u> (略)		<u>(カ)</u> (略)
	(2) 建築基準		(2) 建築基準
	法上の用途		法上の用途
	が工場等の		が工場等
	 <u>み</u> の場合は、		
	一		次の(ア)か
	ら <u>(キ)</u> まで		ら <u>(カ)</u> まで
	に掲げる床		に掲げる床
	面積の区分		面積の区分
	に応じ、当該		に応じ、当該
	(ア)から		(ア) から
	<u>(キ)</u> までに		<u>(カ)</u> までに
	定める額		定める額
	(ア) 300		
	平方メー		
	トル未満		
	1件につ		
	き 14,900		
	<u>円</u>		
	<u>(イ)</u> (略)		<u>(ア)</u> (略)
	<u>(ウ)</u> (略)		<u>(イ)</u> (略)

<u>(エ)</u> (略)	<u>(ウ)</u> (略)
<u>(オ)</u> (略)	(工) (略)
<u>(カ)</u> (略)	<u>(才)</u> (略)
<u>(キ)</u> (略)	<u>(カ)</u> (略)
イ 非住宅部次の各号に掲	イ次の各号に掲
<u>分について</u> げる非住宅部	げる非住宅部
モデル建物分の用途の区	モデル建物分の用途の区
法による基分に応じ、当該	法による基分に応じ、当該
準に適合す各号に定める	準に適合す各号に定める
るかどうか額	るかどうか額
の判定を行(1) 建築基準	の判定を行(1) 建築基準
う場合 法上の用途	う場合 法上の用途
が工場等以	が工場等以
外の場合は、	外の場合は、
次の (ア) か	次の(ア)か
ら <u>(キ)</u> まで	ら <u>(カ)</u> まで
に掲げる床	に掲げる床
面積の区分	面積の区分
に応じ、当該	に応じ、当該
(ア) から	(ア)から
<u>(キ)</u> までに	<u>(カ)</u> までに
定める額	定める額
<u>(7) 300</u>	
平方メー	
トル未満	
_ 1 件 に	
<u>つき43,400</u>	
<u>(イ)</u> (略)	<u>(ア)</u> (略)
<u>(ウ)</u> (略)	<u>(イ)</u> (略)
<u>(エ)</u> (略)	<u>(ウ)</u> (略)
<u>(才)</u> (略)	

(カ) (略)	<u>(オ)</u> (略)
<u>(キ)</u> (略)	<u>(カ)</u> (略)
(2) 建築基準	(2) 建築基準
法上の用途	法上の用途
が工場等の	
<u>み</u> の場合は、	の場合は、
次の (ア) か	次の(ア)か
ら <u>(キ)</u> まで	ら <u>(カ)</u> まで
に掲げる床	に掲げる床
面積の区分	面積の区分
に応じ、当該	に応じ、当該
(ア) から	(ア)から
<u>(キ)</u> までに	<u>(カ)</u> までに
定める額	定める額
<u>(7) 300</u>	
平方メー	
トル未満	
_ 1 件 に	
つき13,100	
<u>円</u>	
<u>(イ)</u> (略)	<u>(ア)</u> (略)
<u>(ウ)</u> (略)	<u>(イ)</u> (略)
<u>(エ)</u> (略)	<u>(ウ)</u> (略)
_(才) (略)	<u>(エ)</u> (略)
<u>(カ)</u> (略)	<u>(オ)</u> (略)
<u>(キ)</u> (略)	<u>(カ)</u> (略)
ウ 住宅部分次の各号に掲	
について標げる住宅部分	
準計算法にの用途及び床	
よる基準に面積の区分に	
適合するか応じ、当該各号	
どうかの判に定める額	

定を行う場(1) 一戸建て	
<u>合</u> の住宅で200	
平方メート	
ル 未 満 1	
件につき16,	
(2) 一戸建て	
の住宅で200	
平方メート	
ル以上 1	
件につき18,	
400円	
(3) 共同住宅	
等で300平方	
メートル未	
満 1 件 に	
つき 32,600	
<u>円</u>	
(4) 共同住宅	
等で300平方	
メートル以	
上2,000平方	
メートル未	
満1件に	
つき 53,100	
円	_
(5) 共同住宅	
等で2,000平	
方メートル	
以上5,000平	
方メートル	
未満 1件	

<u>につき88,90</u>	
0円	
(6) 共同住宅	
等で5,000平	
方メートル	
以上 1件	
<u>につき126,6</u>	
00円	
エ 住宅部分次の各号に掲	
について仕げる住宅部分	
様・計算併用の用途及び床	
法による基面積の区分に	
準に適合す応じ、当該各号	
るかどうかに定める額	
の判定を行(1) 一戸建て	
う場合 の住宅で200	
平方メート	
ル 未 満 1	
<u>件につき12,</u>	
800円	
(2) 一戸建て	
の住宅で200	
平方メート	
ル以上 1	
<u>件につき14,</u>	
000円	
(3) 共同住宅	
等で300平方	
メートル未	
満 1件に	
<u>つき24,600</u>	
巴	_

(4) 共同住宅	
等で300平方	
メートル以	
上2,000平方	
メートル未	
つき40,000	
<u> </u>	
(5) 共同住宅	
等で2,000平	
カメートル	
以上5,000平	
カメートル	
<u> 未満 1件</u>	
<u>につき68,20</u>	
<u>0円</u>	
(6) 共同住宅	
等で5,000平	
方メートル	
以上 1件	
<u>につき98,70</u>	
0円	
オ 住宅部分次の各号に掲	
について仕げる住宅部分	
様基準によの用途及び床	
る基準に適面積の区分に	
合するかど応じ、当該各号	
うかの判定に定める額	
を行う場合 (1) 一戸建て	
の住宅で200	
平方メート	
ル未満 1	

<u> 件につき9,0</u>		
00円		
(2) 一戸建て		
の住宅で200		
平方メート		
ル以上 1		
件につき10,		
000円		
(3) 共同住宅		
等で300平方		
メートル未		
満 1件に		
つき 16,500		
<u>円</u>		
(4) 共同住宅		
等で300平方		
メートル以		
上2,000平方		
メートル未		
満 1件に		
つき27,500		
<u>円</u>		_
(5) 共同住宅		
等で2,000平		
方メートル		
以上5,000平		
方メートル		
未満 1件		
<u>につき47,50</u>		
0円		
(6) 共同住宅		
等で5,000平		

<u>方メートル</u>		
以上 1件		
<u>につき71,00</u>		
0円		

10の7 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この表において「法」という。)に規定する認定申請関係

10の7 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この表において「法」という。)に規定する認定申請関係

化り る 配 化 中 雨 日	利尔	上 とりる総定中間は	划尔
区分	金額	区分	金額
1 <u>法</u> ア 計a (略)	(略)	1 <u>法</u> ア 計a (略)	(略)
<u>第29</u> 画認b(略)	(略)	第 34 画 認 b (略)	(略)
条第 定申		条第 定申	
1項 請前		1項 請前	
の規に、		の規に、	
定にあら		定に あら	
よるかじ		よるかじ	
建築め第		建築め第	
物工三者		物工 三者	
ネル 機関		ネル 機関	
ギー が法		ギー が法	
消費 第30		消費 第35	
性能条第		性能条第	
向上 1項		向上 1項	
計画 第 1		計画 <u>第 1</u>	
の認 <u>号</u> に		の認 <u>号</u> に	
定申掲げ		定申掲げ	
請る基		請る基	
(以準に		(以 準に	
下こ適合		下こ 適合	
の表 して		の表 して	
においる		においる	
いて旨を		いて 旨を	

「計 証明	「計 証明
画認 した	画 認 し た
定申場合	定 申 場 合
請」 な	請」 な
といと、	とい ど、
う。) 同号	う。) 同号
に対に掲	に対に掲
するける	する げる
審査 基準	審査 基準
に関	に関
する	する
技術	技術
審査	審査
を省	を省
略す	略す
る場	る場
合	
合 イ (略)	合 (略)
イ (略)	イ (略)
イ (略) 2 <u>法</u> ア 変a(略)(略)	イ (略) 2 <u>法</u> ア 変 a (略) (略)
イ (略) 2 <u>法</u> ア 変 a (略) (略) 第31 更 認 b (略) (略) 条第 定 申 1 項 請 前	イ (略) 2 法ア 変 a (略) (略) 第 36 更認 b (略) (略) 条第 定申 1 項 請前
イ (略) 2 法ア 変 a (略) (略) 第31 更認b (略) 条第 定申 1項 請前 の規 に、	イ (略) 2 法ア 変 a (略) (略) 第 36 更認 b (略) (略) 条第 定申 1 項 請前 の規 に、
イ (略) 2 法ア 変 a (略) (略) 第31 更認b (略) 条第 定申 1項 請前 の規 に、 定に あら	イ (略) 2 法ア 変 a (略) (略) 第 36 更認 b (略) (略) 条第 定申 1 項 請前 の規 に、 定に あら
イ (略) 2 法ア 変 a (略) (略) 第31 更認b (略) 条第 定申 1項 請前 の規 に、 定に あら よる かじ	イ (略) 2 法ア 変 a (略) (略) 第36 更認 b (略) 条第 定申 1項 請前 の規 に、 定に あらよる かじ
イ (略) 2 法ア 変 a (略) (略) 第31 更認b (略) (略) 条第 定申 1 項 請前 の規 に、 定に あら よる かじ 建築 め第	イ (略) 2 法ア 変 a (略) (略) 第36 更認 b (略) 条第 定申 1項 請前 の規 に、 定に あら よる かじ よる かり 建築 め第
イ (略) 2 法ア 変 a (略) (略) 第31 更認 b (略) (略) 条第 定申 1 項 請前 の規 に、 定に あら よる かじ 建築 め第 物エ 三者	イ (略) 2 法ア変a(略)(略) 第36 更認b(略)(略) 条第 定申 1項 請向の規定にあらよるからよるからよるからよるが第一次を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を
イ (略) 2 法ア 変 a (略) (略) 第31 更認 b (略) 条第 定申 1 項 請前 の規 に、ららよる かじ 建築 物第 物 エ 三者 ネル 機関	イ (略) 2 法ア変a(略)(略) 第36 更認b(略)(略) 条第 定申 1項 病に、らは、らいのでは、あいるが、のでは、あいるが、ののでは、ないのでは、
イ (略) 2 法ア 変 a (略) (略) 第31 更認 b (略) 条第 項	イ (略) 2 法ア変a(略)(略) 第36 東認 b (略) 条第 項 の規 に あ か め 策 は あ か め 第 芸 樂 物 三 機 別 ボー 機 対 ボー
イ (略) 2 法ア 変 a (略) (略) 第31	イ (略) 2 法ア変a(略)(略) 第36 東認 b (略) 条第 項 の 定 請 に あ か め 第 に る 築 エ ル が 第 子 機 が 第 子 機 が 第 子 機 が 第 子 機 が 第 35
イ (略) 2 法ア 変 a (略) (略) 第31 更認 b (略) 条第 項	イ (略) 2 法ア変a(略)(略) 第36 東認 b (略) 条第 項 の規 に あ か め 策 は あ か め 第 芸 樂 物 三 機 別 ボー 機 対 ボー

11	
計画	計画
の変 <u>号</u> に	の変 <u>号</u> に
更に掲げ	更に 掲げ
関する基	関する基
る認準に	る認 準に
定申適合	定 申 適 合
請 して	請 して
(以いる)	(以 いる
下こ 旨を	下こ 旨を
の表証明	の表証明
におした	にお した
いて 場合	いて 場合
「変 な	「変 な
更認 ど、	更 認 ど 、
定申同号	定 申 同 号
請」に掲	請 に掲
とい げる	とい げる
う。) 基準	う。) 基準
に対に関	に対 に関
する する	する する
審査技術	審査 技術
審査	審査
略す	略す
る場	
	合
イ アa (略)	イ アa (略)
以外b 当1件につき、次の	以外b 当1件につき、次の
の場該変各号に掲げる額	の場 該 変各号に掲げる額
定申(1) · (2) (略)	定申(1) · (2) (略)
請に(3) 変更認定申	
口 口 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人	口 月 月 (二)(0) 久久此足十月

おい	請に係る建築		おい	請に係る建築
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	物の全部又は		て、	物の全部又は
棟 認	一部に非住宅		棟 認	一部に非住宅
定又	部分があり、当		定又	部分があり、当
は住	該部分の評価		は住	該部分の評価
	を標準入力法		戸認	を標準入力法
定及	等で行う場合		定及	等で行う場合
	は、次の(ア)		び棟	は、次の(ア)
認定	から (キ) まで		認定	から(キ)まで
の申	に掲げる非住		の申	に掲げる非住
請を	宅部分の面積		請を	宅部分の面積
する	に応じ、当該		する	に応じ、当該
場合	(ア) から(キ)		場合	(ア) から(キ)
	までに定める			までに定める
	額			額
	(ア) (略)			(ア) (略)
	(イ) 300平			(イ) 300平
	方メートル			方メートル
	以上1,000平			以上1,000平
	方メートル			方メートル
	未 満 1 件			未 満 1 件
	につき <u>128,50</u>			につき <u>128,00</u>
	0円			0円
	(ウ) ~ (キ)			(ウ) ~ (キ)
	(略)			(略)
3 法第30条ア (田	咯)	3 法第35条	ア (田	各)
第2項の規イ (日	咯)	第2項の規	イ (田	各)
定により、		定により、		
建築物エネ		建築物エネ		
ルギー消費		ルギー消費		
性能向上計		性能向上計		
画が建築基		画が建築基		

準法第6条	準法第6条
第1項に規	第1項に規
定する建築	定する建築
基準関係規	基準関係規
定に適合す	定に適合す
るかどうか	るかどうか
の審査を受	の審査を受
けるよう申	けるよう申
し出た場合	し出た場合
の計画認定	の計画認定
申請に対す	申請に対す
る審査(<u>法</u>	る審査(<u>法</u>
第31条第2	第36条第2
<u>項</u> の規定に	<u>項</u> の規定に
より準用す	より準用す
る場合を含	る場合を含
し む。)	(t ₀)
	4 法第41条ア 適1件につき、次の
	第1項の規 合 認各号に掲げる額
	定による建 定 申を合算した額
	<u>築物エネル</u> <u>請 前(1) 一戸建ての</u>
	ギー消費性 に、 住宅 1件に
	<u>能基準に適</u> あら つき5,800円
	<u>合している</u> <u>かじ(2) 適合認定申</u>
	旨の認定申 め第 請に係る建築
	請(以下こ 三者 物の全部又は
	の表におい 機関 一部に共同住
	て「適合認」が法と等がある場
	定申請」と 第 41 合は、次の(ア)
	いう。)に対 条第 から(エ)まで
	<u>する審査</u> <u>1 項</u> に掲げる共同

1	1	IF 2	の区分に応じ、
		基準	当該(ア)から
		に 適	(エ)までに定
	<u> </u>	<u>合し</u>	める額。ただ
		てい	し、共用部分が
		る 旨	あるときは、当
		を 証	該部分の床面
		明 し	積を含むもの
		た場	とする。
		<u>- / / / / / / / / / / / / / / / / / / /</u>	<u> </u>
-		<u>ど、</u> 日 暦	方メートル
		同項	未満 1件
		に 掲	<u>につき10,00</u>
	<u> </u>	<u>げる</u>	0円
	ii	<u>基 準</u>	(イ) 300平
		に 関	方メートル
		する	以上2,000平
		技術	方メートル
		審査	未満 1件
		を省	につき22,40
		略す	<u>0円</u>
		<u>る場</u>	<u>(ウ) 2,000</u>
<u> </u>		盘 │	平方メート
			ル以上5,000
			平方メート
			ル 未 満 1
			<u>件につき44,</u>
			600円
			(エ) 5,000
			平方メート
			ル以上 1
			<u> 件につき76,</u>
İ	i ————————————————————————————————————		<u>IT (-) 0 (0, </u>

	<u> </u>	400円
		(3) 適合認定申
		請に係る建築
		物の全部又は
		一部に非住宅
		部分がある場
		合は、次の(ア)
		から(キ)まで
		に掲げる非住
		宅部分の面積
		に応じ、当該
		(ア)から(キ)
		までに定める
		<u>額</u>
	_	(ア) 300平
		方メートル
		未満 1件
		につき10,00
		0円
	_	(イ) 300平
		方メートル
		以上1,000平
		方メートル
		未満 1件
		につき19,00
		0円
	_	<u>(ウ)</u> 1,000
		平方メート
		ル以上2,000
		<u> 平方メート</u>
		ル 未 満 1
		<u>件につき28,</u>
l: i	: ————————————————————————————————————	11 (0 > 0 20,

			400円
			(エ) 2,000
			平方メート
			ル以上5,000
			平方メート
			ル 未 満 1
			件につき76,
			400円
			<u>(オ) 5,000</u>
			平方メート
			ル以上
			10,000 平 方
			メートル未
			満 1件に
			つき 118,400
	_		<u>円</u>
			<u>(カ) 10,000</u>
			平方メート
			ル以上
			25,000 平 方
			メートル未
			満 1件に
			<u>つき148,400</u>
	_		円 (大) 25 000
			<u>(キ) 25,000</u>
			平方メート
			ル以上 1
			件 に つ き
		<i>オ</i> マ	184,400円 1.供よっき なの
			1件につき、次の各号に掲げる額
-			<u> </u>
i —		<u> </u>	<u> ロ </u>

				<u>合</u>	(1) 一戸建ての
	! ! !				住宅で、評価を
	! ! !				基準省令第1
	: ! !				条第1項第2
: ! !	! ! !				号イ(1)(i)及
i - - -	i ! !				び同号口(1)の
! ! !	! ! ! !				基準で行う場
! ! !	! ! !				合は、次の(ア)
	: ! !				又は(イ)に掲
: ! !					げる一戸建て
 	! ! ! !				の住宅の面積
! ! !	 				に応じ、当該
	1 1 1 1 1				(ア)又は(イ)
 	1 1 1 1 1				に定める額
! ! !	! ! !				(ア) 200平
: !	! ! !				方メートル
 	 				未満 1件
 	1 1 1 1 1				につき32,20
	! ! !				0円
: !	1 1 1	—			(イ) 200平
 	! ! ! !				方メートル
! ! !	1 1 1 1				以上 1件
i I I	 				につき35,80
! ! !	! ! !				0円
; ! !					(2) 一戸建ての
 	 				住宅で、評価を
: !	1 1 1 1				基準省令第1
! ! !	! ! ! !				条第1項第2
! ! !	, , , , ,				号イ(2)(i)及
1 1 1 1	1 1 1 1 1				び同号口(2)の
	1 1 1 1				基準又は基準
! ! !	; ; ; ; ;				省令第1条第
		·	·		

1:		1項第2号イ
		(3)及び同号ロ
		(3)の基準(以
		下「仕様基準」
		という。) で行
		う場合は、次の
		_(ア)又は(イ)
		に掲げる一戸
		建ての住宅の
		面積に応じ、当
		<u>画質に売り、当</u> 該 (ア) 又は
		<u>(イ) に定める</u>
	_	
		(ア) 200平
		カメートル
		<u>未満 1件</u>
		<u>につき17,20</u>
		0円
		_(イ) 200平
		カメートル
		以上 1件
		につき18,40
		0円
	—	(3) 適合認定申
		請に係る建築
		物の全部又は
		一部に共同住
		空等があり、評
		価を基準省令
		第1条第1項
		第2号イ(1)及
		び同号口(1)の
•		

基準で行う場合は、次の(ア)から(エ)までに表ける共同住宅等の面積の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額。ただし、共用部分があるときは、当該部分の評価方法にかかわらず、当該部分の床面積を含むものとする。(ア)300平方メートル未満1件につき63,400円(イ)300平方メートル以上2,000平方メートルストルのアファストルストルストルのアファストルストルストートル以上5,000平方メートルル以上5,000平方メートルル以上5,000平方メートルのアファストートルのアファストートルルストートルのアファストートルのアファストートルのアファストートルのアファストートルのアファストートルのアファストートールのアファストートールのアファストートールのアファストートールのアファストートーールのアファストートーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	i	; :	:	1.1	1	
から(エ)までに掲げる共同 住宅等の面積 の区分に応じ、 当該(ア)から (エ)までに定める額。ただし、共用部分があるときは、当該部分の評価 方法にかかわらず、当該部分の原面積を含むものとする。 (ア) 300平 方メートル 未満 1件 につき63,40 0円 (イ) 300平 方メートル 以上2,000平 方メートル 未満 1件 につき107,6 00円 (ウ) 2,000 平方メート ル以上5,000						基準で行う場
から(エ)までに掲げる共同 住宅等の面積 の区分に応じ、 当該(ア)から (エ)までに定める額。ただし、共用部分があるときは、当該部分の評価 方法にかかわらず、当該部分の原面積を含むものとする。 (ア) 300平 方メートル 未満 1件 につき63,40 0円 (イ) 300平 方メートル 以上2,000平 方メートル 未満 1件 につき107,6 00円 (ウ) 2,000 平方メート ル以上5,000	i I I					合は、次の(ア)
に掲げる共同 住宅等の面積 の区分に応じ、 当該(ア)から (エ)までに定 める額。ただ し、共用部分が あるときは、当 該部分の評価 方法にかかわらず、当該部分 の床面積を含 むものとする。 (ア) 300平 方メートル 未満 1件 につき63,40 0円 (イ) 300平 カメートル 以上2,000平 方メートル 未満 1件 につき107.6 00円 (ウ) 2,000 平方メート ル以上5,000	1 1 1					から (エ) まで
住宅等の面積の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額。ただし、共用部分があるときは、当該部分の評価方法にかかわらず、当該部分の床面積を含むものとする。(ア)300平方メートル表満 1件につき63,400円(イ)300平方メートル以上2,000平方メートル大き満1件につき107,600円						
の区分に応じ、 当該(ア)から (エ)までに定める額。ただ し、共用部分が あるときは、当 該部分の評価 方法にかかわ らず、当該部分 の床面積を含むものとする。 (ア) 300平 方メートル 未満 1件 につき63,40 0円 (イ) 300平 方メートル 以上2,000平 方メートル 大大のの円 カメートル 以上2,000平 方メートル 大満 1件 につき107,6 00円 (ウ) 2,000 平方メート ル以上5,000						
当該(ア)から (エ)までに定める額。ただし、共用部分があるときは、当該部分の評価方法にかかわらず、当該部分の床面積を含むものとする。 (ア) 300平方メートル表満 1件につき63,400円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートルよ満 1件につき107,600円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000	1					
(エ)までに定める額。ただし、共用部分があるときは、当該部分の評価方法にかかわらず、当該部分の床面積を含むものとする。 (ア) 300平方メートル表満 1件につき63,40 0円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートルよ満 1件につき107,6 00円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000						
める額。ただし、共用部分があるときは、当該部分の評価方法にかかわらず、当該部分の床面積を含むものとする。 (ア) 300平方メートル表満 1件につき63,40 0円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル大き、1件につき107,6 00円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000						
し、共用部分があるときは、当該部分の評価方法にかかわらず、当該部分の床面積を含むものとする。 (ア) 300平方メートル未満 1件につき63,40 0円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 1件につき107,6 00円 (ウ) 2,000平方メートルル以上5,000平方メートルル以上5,000平方メートルル以上5,000	1					
あるときは、当該部分の評価 方法にかかわらず、当該部分の床面積を含むものとする。 (ア) 300平 方メートル 未満 1件 につき63,40 0円 (イ) 300平 方メートル 以上2,000平 方メートル 未満 1件 につき107.6 00円 (ウ) 2,000 平方メート ル以上5,000						める額。ただ
該部分の評価 方法にかかわらず、当該部分の床面積を含むものとする。 (ア) 300平 方メートル 未満 1件 につき63,40 0円 (イ) 300平 方メートル 以上2,000平 方メートル 未満 1件 につき107,6 00円 (ウ) 2,000 平方メート ル以上5,000						し、共用部分が
方法にかかわらず、当該部分の床面積を含むものとする。 (ア) 300平 方メートル 未満 1件 につき63,40 0円 (イ) 300平 方メートル 以上2,000平 方メートル 未満 1件 につき107,6 00円 (ウ) 2,000 平方メート ル以上5,000						あるときは、当
らず、当該部分の床面積を含むものとする。	 					該部分の評価
らず、当該部分の床面積を含むものとする。						方法にかかわ
の床面積を含むものとする。 (ア) 300平 カメートル 未満 1件 につき63,40 0円 (イ) 300平 カメートル 以上2,000平 カメートル 未満 1件 につき107,6 00円 (ウ) 2,000 平方メート ル以上5,000						らず、当該部分
100とする。 (ア) 300平 方メートル 未満 1件 につき63,40 0円 (イ) 300平 方メートル 以上2,000平 方メートル 未満 1件 につき107,6 00円 (ウ) 2,000 平方メートル	1					
(ア) 300平 方メートル 未満 1件 につき63,40 0円 (イ) 300平 方メートル 以上2,000平 方メートル 未満 1件 につき107,6 00円 (ウ) 2,000 平方メート ル以上5,000	1					
カメートル表満 1件 につき63,40 0円 (イ) 300平 カメートル以上2,000平 カメートル表満 1件 につき107,6 00円 (ウ) 2,000 平方メートル以上5,000	 					
未満 1件 につき63,40 0円 (イ) 300平 方メートル 以上2,000平 方メートル 未満 1件 につき107,6 00円 (ウ) 2,000 平方メート ル以上5,000	1					
につき63,40 0円 (イ) 300平 方メートル 以上2,000平 方メートル 未満 1件 につき107,6 00円 (ウ) 2,000 平方メート ル以上5,000						
0円 (イ) 300平 方メートル 以上2,000平 方メートル 未満 1件 につき107,6 00円 (ウ) 2,000 平方メート ル以上5,000	1					
(イ) 300平 方メートル 以上2,000平 方メートル 未満 1件 につき107,6 00円 (ウ) 2,000 平方メート ル以上5,000						
カメートル 以上2,000平 方メートル 未満 1件 につき107,6 00円 (ウ) 2,000 平方メート ル以上5,000						0円
以上2,000平 方メートル 未満 1件 につき107,6 00円 (ウ) 2,000 平方メート ル以上5,000						(イ) 300平
方メートル 未満 1件 につき107,6 00円 (ウ) 2,000 平方メート ル以上5,000						方メートル
未満 1件 につき107,6 00円 (ウ) 2,000 平方メート ル以上5,000	1					以上2,000平
未満 1件 につき107,6 00円 (ウ) 2,000 平方メート ル以上5,000	1 1 1 1					方メートル
につき107,6 00円 (ウ) 2,000 平方メート ル以上5,000	 					未満 1件
	1 1 1 1					
	1					
<u>平方メート</u> <u>ル以上5,000</u>	1 1 1					
	1 1 1					
	1 1 1					
!						
		!				半万メート

	 1	1
 		ル 未 満 1
		件につき
		180,200円
		(エ) 5,000
		平方メート
		ル以上 1
i ! !		件につき
! ! !		256,500円
 		(4) 適合認定申
! ! !		請に係る建築
		物の全部又は
! ! !		一部に共同住
		宅等があり、評
		価を基準省令
1 1 1		第1条第1項
!		第 2 号 イ
 		(2)(ii)及び同
1 1 1 1		号口(2)の基準
! ! !		又は仕様基準
		で行う場合は、
		次の (ア) から
! !		(エ)までに掲
i 1 1		げる共同住宅
 		等の面積の区
 		分に応じ、当該
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		<u>(ア)から(エ)</u>
1		までに定める
		額。ただし、共
1 1 1 1		用部分がある
! ! !		ときは、当該部
1 1 1		分の評価方法
! ! !		にかかわらず、

	当該部分の床
	面積を含むも
	<u>のとする。</u>
	カメートル
	<u>につき31,00</u>
	0円
	_(イ) 300平
	カメートル
	以上2,000平
	カメートル
	<u>につき55,40</u>
	(ウ) 2,000
	平方メート
	ル以上5,000
	平 方 メー ト
	ル 未 満 1
	件につき96,
	<u>800円</u>
	<u>(エ) 5,000</u>
	平方メート
	ル以上 1
	件につき
	144,200円
	(5) 適合認定申
	請に係る建築
	物の全部又は
	一部に非住宅
	部分があり、当

	該部分の評価
	を基準省令第
	1条第1項第
ļ ———	1号口の基準
	で行う場合は、
	次の (ア) から
	(キ) までに掲
	げる非住宅部
	分の面積に応
	<u>じ、当該(ア)</u>
	<u>から(キ)まで</u>
	に定める額
	(ア) 300平
	方メートル
	未満 1件
	につき79,60
	0円
	(イ) 300平
	方メートル
	以上1,000平
	方メートル
	<u>未満 1件</u>
	<u>につき102,5</u>
	00円
	<u> </u>
	平方メート
	ル以上2,000
	平方メート
	ル 未 満 1
	件につき
	135,200円
	_(エ) 2,000

			平方メート
			ル以上5,000
			平方メート
			ル 未 満 1
			件につき
			216,300円
			(才) 5,000
			平方メート
			ル以上
			10,000 平 方
			メートル未
			満 1件に
			つき 281,100
	_		<u>円</u>
			(カ) 10,000
			平方メート
			ル以上
			25,000 平 方
			メートル未
			 満 1 件 に
			つき 336,900
			円
	_		(+) 25,000
			平方メート
			ル以上 1
			件につき
			394,600円
			(6) 適合認定申
			請に係る建築
			物の全部又は
			一部に非住宅
			部分があり、当
·	•	·	

			該部分の評価
			を基準省令第
			1条第1項第
			1号イの基準
			で行う場合は、
			<u>次の(ア)から</u>
			_(キ) までに掲
			げる非住宅部
			分の面積に応
			<u>じ、当該(ア)</u>
			から(キ)まで
			<u>に</u> 定める額
			(ア) 300平
			方メートル
			<u>未満 1件</u>
			につき205,7
			00円
			_(イ) 300平
			方メートル
			以上2,000平
			方メートル
			未満 1件
			につき256,9
			00円
			<u>(ウ) 1,000</u>
			平方メート
			ル以上2,000
			平方メート
			ル 未 満 1
1 1 1	! ! ! ! ! !		件につき
			334,500円
			_(エ) 2,000
i	: !	 1	

ル以上5,00 平方メー ル未満 件につ 475,600円 (オ) 5,0 平方メー ル 以 10,000 平 メートル 満 1件 つき584,9 円 (カ) 10,0 平方メー ル 以 25,000 平 メートル 満 1件 つき690,5 円 (キ) 25,0 平方メー ル以上	1.5				1	1
平方メール未満 件につ 475,600円 (オ) 5,0 平方メー ル 以 10,000 平 メートル 満 1件 つき584,9 円 (カ) 10,0 平方メー ル 以 25,000 平 メートル 満 1件 つき690,5 円 (キ) 25,0 平方メー ル 以 上 大ートル 満 1件 つき690,5 円 (キ) 25,0 平方メー ル 以上 (キ) 25,0						平方メート
平方メール未満 件につ 475,600円 (オ) 5,0 平方メー ル 以 10,000 平 メートル 満 1件 つき584,9 円 (カ) 10,0 平方メー ル 以 25,000 平 メートル 満 1件 つき690,5 円 (キ) 25,0 平方メー ル 以 と キャル 大 ートル 満 1件 つき690,5 円 (キ) 25,0 平方メー ル 以上 (キ) 25,0		. ! ! ! ! !				ル以上5,000
ル 未満 性 に つ 475,600円 (オ) 5,0 平方メー ル 以 10,000 平 メートル 満 1件 つき584,9 円 (カ) 10,0 平方メー ル 以 25,000 平 メートル 満 1件 つき690,5 円 (キ) 25,0 平方メー ル 以 25,000 平 メートル 満 1件 つき690,5						
件につ 475,600円 (オ) 5,0 平方メー ル 以 10,000 平 メートル 満 1件 つき584,9 円 (カ) 10,0 平方メー ル 以 25,000 平 メートル 満 1件 つき690,5 円 (キ) 25,0 平方メー ル以上 (キ) 25,0						
475,600円 (オ) 5,0 平方メー ル 以 10,000 平 メートル 満 1 件 つき584,9 円 (カ) 10,0 平方メー ル 以 25,000 平 メートル 満 1 件 つき690,5 円 (キ) 25,0 平方メー ル以上 件 に つ						
(オ) 5,0 平方メー ル 以 10,000 平 メートル 満 1 件 つき584,9 円 (カ) 10,0 平方メー ル 以 25,000 平 メートル 満 1 件 つき690,5 円 (キ) 25,0 平方メー ル以上 (キ) 25,0						
平方メール 以 10,000 平 メートル 満 1件 つき584,9 円 (カ) 10,00 平 カメール 以 25,000 平 メートル 満 1件 つき690,5 円 (キ) 25,0 平方メール以上 件につ						475,600円
ル 以 10,000 平 メートル 満 1 件 つき584,9 円 (カ) 10,0 平		i				(オ) 5,000
ル 以 10,000 平 メートル 満 1 件 つき584,9 円 (カ) 10,0 平						平方メート
10,000 平 メートル 満 1件 つき 584,9 円 (カ) 10,0 平方メー ル 以 25,000 平 メートル 満 1件 つき 690,5 円 (キ) 25,0 平方メー ル以上 件 に つ						
メートル 満 1件 つき584,9 円 (カ) 10,0 平方メー ル 以 25,000 平 メートル 満 1件 つき690,5 円 (キ) 25,0 平方メー ル以上 件 に つ						
満 1件 つき584,9 円 (カ) 10,0 平方メー ル 以 25,000 平 メートル 満 1件 つき690,5 円 (キ) 25,0 平方メー ル以上 件 に つ						
つき584,9 円 (カ) 10,0 平方メー ル 以 25,000 平 メートル 満 1件 つき690,5 円 (キ) 25,0 平方メー ル以上 件 に つ						
ー 田 (カ) 10,0 平方メール 以 25,000 平 メートル 満 1件 つき 690,5 円 (キ) 25,0 平方メール以上 件 に つ						
(カ) 10,0 平方メー ル 以 25,000 平 メートル 満 1件 つき690,5 円 (キ) 25,0 平方メー ル以上 件 に つ						つき 584,900
平方メール 以 25,000 平 メートル 満 1件 つき 690,5 円 (キ) 25,0 平方メール以上 件 に つ			_			<u>円</u>
平方メール 以 25,000 平 メートル 満 1件 つき 690,5 円 (キ) 25,0 平方メール以上 件 に つ						(カ) 10,000
ル 以 25,000 平 メートル 満 1件 つき690,5 円 (キ) 25,0 平方メー ル以上 件 に つ						
25,000 平 メートル 満 1 件 つき 690,5 円 (キ) 25,0 平方メー ル以上 件 に つ						
メートル 満 1件 つき690,5 円 (キ) 25,0 平方メー ル以上 件 に つ						
満 1件 つき690,5 円 (キ) 25,0 平方メー ル以上 件 に つ						
フき690,5 円 (キ) 25,0 平方メー ル以上 件 に つ						メートル未
円 (キ) 25,0 平方メール以上 件につ						満 1件に
						つき690,500
						円
平方メー ル以上 件につ			_			
		-				
<u>件につ</u>						
						件につき
						787, 200円
		·			•	
$11\sim15$ (略) $11\sim15$ (略)	11~15 (略))		$11 \sim 15$	(略)	

附 則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第119号

長岡市学校給食共同調理場条例の一部改正について

長岡市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

提案理由

上組小学校に学校給食共同調理場を新たに設置することに伴い、所要の改正を 行うもの 長岡市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

長岡市学校給食共同調理場条例(平成17年長岡市条例第68号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。) 及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下 「改正後部分」という。)について、改正前部分に字句が記されず、改正後部分 に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に 加え、次の表の改正後の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正 前の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を加えるものとする。

(名称及び位置)

第2条 学校給食共同調理場の名称及 び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
長岡市上組学校給	長岡市豊詰町227
食共同調理場	番地
長岡市旭岡学校給	長岡市高畑町883番
食共同調理場	地 2
(略)	

(業務)

第3条 長岡市上組学校給食共同調理

場、長岡市旭岡学校給食共同調理場、 長岡市中之島学校給食共同調理場、 長岡市越路学校給食共同調理場、長 岡市三島学校給食共同調理場、長岡 市与板学校給食共同調理場及び長岡 市川口学校給食共同調理場(以下「共 同調理場」という。)は、次の業務 を行う。

 $(1)\sim(5)$ (略)

改正前

(名称及び位置)

第2条 学校給食共同調理場の名称及 び位置は、次のとおりとする。

名称	位置	
長岡市旭岡学校給	長岡市高畑町883番	
食共同調理場	地 2	
(略)		

(業務)

第3条

___長岡市旭岡学校給食共同調理場、 長岡市中之島学校給食共同調理場、 長岡市越路学校給食共同調理場、長 岡市三島学校給食共同調理場、長岡 市与板学校給食共同調理場及び長岡 市川口学校給食共同調理場(以下「共 同調理場」という。)は、次の業務 を行う。

 $(1) \sim (5)$ (略)

(管轄)

第4条 共同調理場が管轄する学校 は、次のとおりとする。

共同調理場の区分	管轄する学校
長岡市上組学校給	長岡市立上組小学
食共同調理場	校
	長岡市立石坂小学
	校
長岡市旭岡学校給	長岡市立柿小学校
食共同調理場	長岡市立豊田小学
	校
	長岡市立旭岡中学
	校
(略)	

(管轄)

第4条 共同調理場が管轄する学校 は、次のとおりとする。

共同調理場の区分	管轄する学校
	_
長岡市旭岡学校給	長岡市立柿小学校
食共同調理場	長岡市立豊田小学
	校
	長岡市立旭岡中学
	校
(略)	

附 則

議案第120号

長岡市川口文化会館条例の廃止等について

長岡市川口文化会館条例の廃止等に関する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

提案理由

令和7年3月末で川口文化会館及び川口歴史民俗資料館を廃止することに伴い、 所要の改正を行うもの 長岡市川口文化会館条例の廃止等に関する条例

(長岡市川口文化会館条例の廃止)

- 第1条 長岡市川口文化会館条例(平成22年長岡市条例第49号)は、廃止する。 (長岡市地域資料館条例の一部改正)
- 第2条 長岡市地域資料館条例 (平成17年長岡市条例第96号) の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。) 及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

改正後		改正前		(正前
(名称及び位置)		(名称及び位置))
第2条 地域資料	料館の名称及び位置	第2条	地域資	料館の名称及び位置
は、次のとおり	とする。	は、次	このとおり	とする。
名称	位置	名称 位置		位置
(略)		(略)		
		長岡市」	川口歴史	長岡市東川口1979番
		民俗資料	館	地128

附則

議案第121号

長岡市体育館条例の一部改正について

長岡市体育館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

提案理由

栃尾体育館のトレーニングルームについて、使用料を定めるもの

長岡市体育館条例の一部を改正する条例

長岡市体育館条例(平成元年長岡市条例第20号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。) 及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下 「改正後部分」という。)について、改正前部分に字句が記されず、改正後部分 に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に 加え、次の表の改正後の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正 前の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を加えるものとする。

改正後	改正前
別表第15(第5条、第15条関係)	別表第15(第5条、第15条関係)
長岡市栃尾体育館使用料	長岡市栃尾体育館使用料
ア・専用使用	
(略)	(略)
イ 個人使用	
種類 使用料	
1回 3箇 半年	年間
月会会員	
<u>区分</u> <u>員</u>	
<u>\begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c</u>	
<u>一高齢者</u> <u>200</u> <u>1,800</u> <u>3,000</u>) 5,300
二障害者	
ン 介助者	
グ 高校生	
) 3,000
備考	
1 小学生以下の者は、トレ	<u> </u>
ングルームは使用できない	(140)

<u>とする。</u>	
2 「高齢者」とは、満65歳以上	
<u>の者をいう。</u>	
3 「障害者」とは、身体障害者	
手帳、精神障害者保健福祉手帳又	
<u>は療育手帳の交付を受けた者で、</u>	
中学生、小学生及び就学前の者以	
<u>外のものをいう。</u>	
4 「介助者」とは、第1種身体	
障害者等が長岡市栃尾体育館を	
使用する場合において、当該第1	
種身体障害者等の介助を行う者	
(第1種身体障害者等1人につ	
き1人とする。)をいう。	

附 則

議案第122号

長岡市市民野外活動施設条例の一部改正について

長岡市市民野外活動施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

提案理由

令和7年3月末で塩谷運動広場を廃止することに伴い、所要の改正を行うもの

長岡市市民野外活動施設条例の一部を改正する条例

長岡市市民野外活動施設条例(昭和62年長岡市条例第23号)の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。) 及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下 「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記され ている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改 正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前 部分に記された字句を削り、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に 対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線 を削るものとする。

		改止

(名称及び位置)

第2条 野外活動施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置	
(略)		
長岡市吉水運動広場	長岡市上樫出303	
	3番地	

(施設)

第3条 長岡市東山ファミリーランド (以下「東山ファミリーランド」という。)、長岡市八方台いこいの森 (以下「八方台いこいの森」という。)、長岡市乙吉運動広場(以下「乙 吉運動広場」という。)、長岡市信 濃リバーサイドパーク野外活動施設 (以下「信濃リバーサイドパーク」 改正前

(名称及び位置)

第2条 野外活動施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置	
(略)		
長岡市吉水運動広場	長岡市上樫出303	
	3番地	
長岡市塩谷運動広場	長岡市上塩3845	
	番地	

(施設)

第3条 長岡市東山ファミリーランド (以下「東山ファミリーランド」という。)、長岡市八方台いこいの森 (以下「八方台いこいの森」という。)、長岡市乙吉運動広場(以下「乙 吉運動広場」という。)、長岡市信 濃リバーサイドパーク野外活動施設 (以下「信濃リバーサイドパーク」 という。)、長岡市三島運動広場(以下「三島運動広場」という。)、 長岡市成出運動広場(以下「成出運動広場」という。)、長岡市山古志 運動広場(以下「山古志運動広場」 という。)、長岡市大河津地区運動 広場(以下「大河津地区運動広場」 という。)、長岡市郷本地区運動広場(以下「郷本地区運動広場」という。) 及び長岡市吉水運動広場(以下「吉水運動広場」という。)

_____(以下「野外活動施設」と総称する。) に次の施設 を設置する。

名称	施設
(略)	
吉水運動広場	多目的広場、ゲー
	トボール場及び照
	明施設

(使用の許可)

第4条 乙吉運動広場の多目的球場、 信濃リバーサイドパーク、三島運動 広場、成出運動広場、山古志運動広 場、大河津地区運動広場、郷本地区 運動広場及び吉水運動広場

____を使用しようとする者は、 市長の許可を受けなければならない。 許可に係る事項を変更しようとする ときも、同様とする。

(指定管理者による管理)

という。)、長岡市三島運動広場(以下「三島運動広場」という。)、 長岡市成出運動広場(以下「成出運動広場」という。)、長岡市山古志運動広場」 という。)、長岡市大河津地区運動広場」という。)、長岡市郷本地区運動広場」という。)、長岡市書水運動広場」という。) 長岡市吉水運動広場」という。)及び 長岡市塩谷運動広場(以下「野外活動施設」と総称する。)に次の施設を設置する。

名称	施設
(略)	
吉水運動広場	多目的広場、ゲー
	トボール場及び照
	明施設
塩谷運動広場	野球場

(使用の許可)

第4条 乙吉運動広場の多目的球場、 信濃リバーサイドパーク、三島運動 広場、成出運動広場、山古志運動広 場、大河津地区運動広場、郷本地区 運動広場、吉水運動広場及び塩谷運 動広場 を使用しようとする者は、 市長の許可を受けなければならない。 許可に係る事項を変更しようとする ときも、同様とする。

(指定管理者による管理)

- 第12条 市長は、東山ファミリーラン 第12条 市長は、東山ファミリーラン ド、八方台いこいの森、乙吉運動広 場、信濃リバーサイドパーク、成出 運動広場及び吉水運動広場
 - ____(以下「東山ファミリーラン ド等」という。)の管理に関する業 務を地方自治法(昭和22年法律第67 号) 第244条の2第3項に規定する指 定管理者(以下「指定管理者」とい う。) に行わせることができる。
- 2 指定管理者は、次に掲げる業務を 行うものとする。
 - (1) · (2) (略)
 - (3) 東山ファミリーランド等

の利用料金に

関する業務

 $(4) \sim (6)$ (略)

- ド、八方台いこいの森、乙吉運動広 場、信濃リバーサイドパーク、成出 運動広場、吉水運動広場及び塩谷運 動広場(以下「東山ファミリーラン ド等」という。)の管理に関する業 務を地方自治法(昭和22年法律第67 号) 第244条の2第3項に規定する指 定管理者(以下「指定管理者」とい う。)に行わせることができる。
- 2 指定管理者は、次に掲げる業務を 行うものとする。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 東山ファミリーランド等(塩谷 運動広場を除く。)の利用料金に 関する業務
 - $(4) \sim (6)$ (略)

附則

議案第123号

長岡市立学校体育施設開放条例の一部改正について

長岡市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

提案理由

令和7年3月末で大島中学校及び山古志中学校のグラウンド夜間照明施設の開放を取りやめることに伴い、所要の改正を行うもの

長岡市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例

長岡市立学校体育施設開放条例(昭和59年長岡市条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。) 及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下 「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記され ている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改 正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前 部分に記された字句を削り、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に 対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線 を削るものとする。

改正後	
(有料施設)	
第4条 開放施設のうち、有料で使用	第4
させる施設(以下「有料施設」とい	بد ت
う。)は、次のとおりとする。	7
(1)・(2) (略)	(
(3) 長岡市立関原中学校グラウン	(:
ド夜間照明施設	
	_(,
	<u>(</u>
(使用の不許可)	
第6条 委員会は、次の各号のいずれ	第 6

- 第6条 委員会は、次の各号のいずれ かに該当すると認めたときは、有料 施設の使用を許可しない。
 - (1) スポーツ及びレクリエーション以外の目的で有料施設_____

改正前

(有料施設)

- 第4条 開放施設のうち、有料で使用 させる施設(以下「有料施設」とい う。)は、次のとおりとする。
 - (1) (2) (略)
 - (3) <u>長岡市立大島中学校グラウン</u> <u>ド夜間照明施設</u>
 - (4) 長岡市立関原中学校グラウン ド夜間照明施設
 - (5) 長岡市立山古志中学校グラウ ンド夜間照明施設

(使用の不許可)

- 第6条 委員会は、次の各号のいずれ かに該当すると認めたときは、有料 施設の使用を許可しない。
 - (1) スポーツ及びレクリエーション以外の目的で有料施設<u>(長岡市</u>立山古志中学校グラウンド夜間照

			を使	見用しょ	こうと	明力	施設を降	<u>余く。)</u> を	を使用し。	はうと
す。	るとき。					する	るとき。			
(2) · (3) (略)				(2) •	(3)	(略)				
別表(第7条	関係)			別表(第7条	関係)		
施設名	使用時		区分	単位	使用	施設名	使用時	区分	単位	使用
	間				料		間			料
長岡市	(略)			•		長岡市	(略)			
立北中						立北中				
学校グ						学校グ				
ラウン						ラウン				
ド夜間						ド夜間				
照明施						照明施				
設、長						設、長				
岡市立						岡市立				
宮内中						宮内中				
学校グ						学校グ				
ラウン						ラウン				
ド夜間						ド夜間				
照明施						照明施				
設						設 <u>、長</u>				
						岡市立				
						大島中				
						学校グ				
						ラウン				
						ド夜間				
						照明施				
及び						設及び				
長岡市						長岡市				
立関原						立関原				
中学校						中学校				
グラウ						グラウ				
ンド夜						ンド夜				

間照明	間照明
施設	施設
	長岡市午後7 1時 1,10
	立山古時から 間に 0円
	校グラ時まで
	ウンド
	夜間照
	明施設
備考	備考
1 · 2 (略)	1・2 (略)
	3 長岡市立山古志中学校グラウ
	ンド夜間照明施設の使用料の算
	定に当たっては、1時間に満たな
	い時間は1時間として計算し、そ
	の使用時間には、準備及び原状回
	復に要する時間を含むものとす
	<u>る。</u>

附則

議案第124号

長岡市老人憩いの家条例の一部改正について

長岡市老人憩いの家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

提案理由

令和7年3月末でさくらの家、日枝の里及びはすはな荘を廃止することに伴い、 所要の改正を行うもの 長岡市老人憩いの家条例の一部を改正する条例

長岡市老人憩いの家条例(平成17年長岡市条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

		改正後

(名称及び位置)

第2条 老人憩いの家の名称及び位置 は、次のとおりとする。

名称	位置
 夕映荘	上 長岡市寺泊金山170番地
) 1 0.41	3

(使用対象者)

第3条 夕映荘

(以下「憩いの家」という。)を使用することができる者(以下「使用対象者」という。)は、市内に居住する65歳以上の者とする。ただし、使用対象者の使用を妨げないときは、使用対象者以外の

改正前

(名称及び位置)

第2条 老人憩いの家の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
さくらの家	長岡市信条東221番地
日枝の里	長岡市中之島中条2919番
	<u>地</u>
夕映荘	長岡市寺泊金山170番地
	3
はすはな荘	長岡市中之島6104番地1

(使用対象者)

第3条 <u>さくらの家、日枝の里、夕映</u> <u>荘及びはすはな荘</u>(以下「憩いの家」 と<u>総称する</u>。)を使用することがで きる者(以下「使用対象者」という。) は、市内に居住する65歳以上の者と する。ただし、使用対象者の使用を 妨げないときは、使用対象者以外の 者も使用することができる。

者も使用することができる。

附則

議案第125号

長岡市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る職員の 員数等の基準に関する条例の一部改正について

長岡市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る職員の員数 等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

提案理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、職員の配置基準について所要の改正を 行うもの 長岡市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る職員 の員数等の基準に関する条例の一部を改正する条例

長岡市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る職員の員数等の基準に関する条例(平成26年長岡市条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。) 及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下 「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記され ている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改 正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後 部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
-----	-----

(基本方針)

第3条 (略)

2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会(<u>省令第</u>140条の66第1号イ に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下「協議会」という。)の意見を踏まえて、適切かつ公正中立な運営を確保するものとする。

(職員の員数に関する基準)

第4条 1の地域包括支援センターが 担当する区域における第1号被保険 者の数がおおむね3,000人以上6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務 に従事する常勤の職員の員数<u>(協議</u> 会が第1号被保険者の数及び地域包 括支援センターの運営の状況を勘案 して必要であると認めるときは、常 (基本方針)

第3条 (略)

2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会(<u>省令第140条の66第1号口(2</u>)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下「協議会」という。)の意見を踏まえて、適切かつ公正中立な運営を確保するものとする。

(職員の員数に関する基準)

第4条 1の地域包括支援センターが 担当する区域における第1号被保険 者の数がおおむね3,000人以上6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務 に従事する常勤の職員の員数<u>は、次</u> の各号に掲げる職種に応じ、当該各 号に定める員数とする。 勤換算法(省令第140条の66第1号イ に規定する方法をいう。)によるこ とができる。次項において同じ。) は、原則として次のとおりとする。

 $(1) \sim (3)$ (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、協議会 が地域包括支援センターの効果的な 運営に資すると認めるときは、複数 の地域包括支援センターが担当する 区域を1の区域として、当該区域内 の第1号被保険者の数について、お おむね3,000人以上6,000人未満ごと に前項各号に掲げる常勤の職員の員 数を当該複数の地域包括支援センタ <u>ーに配置することにより、当該区域</u> 内の1の地域包括支援センターがそ れぞれ前項の基準を満たすものとす <u>る。この場合において、当該区域内</u> の1の地域包括支援センターに置く べき常勤の職員の員数の基準は、前 項各号に掲げる者のうちから2人と する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、協議会において次の各号のいずれかに該当すると認められた場合における地域包括支援センターに置くべき職員の員数は、別表に定めるとおりとすることができる。
 - (1) <u>第1項</u>に規定する基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があること。
 - (2) 地理的条件その他の条件を勘

$(1) \sim (3)$	(略)	

- 2 前項 の規定にかかわらず、協議会において次の各号のいずれかに該当すると認められた場合における地域包括支援センターに置くべき職員の員数は、別表に定めるとおりとすることができる。
 - (1) <u>前項</u>に規定する基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があること。
 - (2) 地理的条件その他の条件を勘

案して<u>第1項</u>に規定する単位に満たない特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であること。

4 前3項の規定は、これらの規定により配置すべき職員の員数を超えて職員を配置することを妨げない。

案して<u>前項</u>に規定する単位に満たない特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であること。

3 <u>前 2 項</u>の規定は、これらの規定に より配置すべき職員の員数を超えて 職員を配置することを妨げない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第126号

長岡市水道条例等の一部改正について

長岡市水道条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

提案理由

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者等の資格 要件について所要の改正を行うもの 長岡市水道条例等の一部を改正する条例

(長岡市水道条例の一部改正)

第1条 長岡市水道条例 (平成10年長岡市条例第19号) の一部を次のように改正 する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。) 及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以 下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記さ れている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改 め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該 改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記さ れ、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句 を削るものとする。

改正後

(布設工事監督者の資格)

- 第17条の2 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く。以下同じ。) 又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」という。) に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

改正前

(布設工事監督者の資格)

第17条の2 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) に規定する大学 (短期大学を除く。以下同じ。) <u>の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道</u>

	_に関 [、]	する技
術上の実務に従事した	こ経験	を有す
る者		

- (2) 学校教育法に規定する大学<u>又</u> は旧大学令による大学において機 械工学科若しくは電気工学科又は これらに相当する課程 を修 めて卒業した後、4年以上水道等 に関する技術上の実務に従事した 経験を有する者 (2年以上水道に 関する技術上の実務に従事した経 験を有する者に限る。)
- (3) 学校教育法に規定する短期大学(同法に規定する専門職大学の前期課程を含む。) 若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「短期大学等」という。) において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法に規定する専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。)、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (4) 短期大学等において機械科若 しくは電気科又はこれらに相当す る課程を修めて卒業した後、6年 以上水道等に関する技術上の実務 に従事した経験を有する者(3年 以上水道に関する技術上の実務に 従事した経験を有する者に限る。)
- (5) 学校教育法に規定する高等学

(4	2) 字仪教育法に規定する人子 <u>0</u>	<u></u>
	土木工学科又はこれに相当する記	果
	程において衛生工学及び水道工学	学
	に関する学科目以外の学科目を作	交
	めて卒業した後、3年以上水道	
	に関する技術上の実務に従事した	<u></u>
	経験を有する者	_
		_
(:	3) 学校教育法に規定する短期力	f
	学(同法に規定する専門職大学の	C
	前期課程を含む。)又は 高等	至
	専門学校	
	において土木科又はこれ	ι
	に相当する課程を修めて卒業した	>
	後(同法に規定する専門職大学の	C
	前期課程にあっては、修了した後	乡
)、5年以上之	K
	道に関する技術上の実務に従る	耳
	した経験を有する者	
		_
		_
		_
		-
		-

(4) 学校教育法に規定する高等学

校<u>若しくは</u>中等教育学校<u>又は旧中</u>等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u>

- (6) 高等学校等において機械科若 しくは電気科又はこれらに相当す る課程を修めて卒業した後、8年 以上水道等に関する技術上の実務 に従事した経験を有する者(4年 以上水道に関する技術上の実務に 従事した経験を有する者に限る。)
- (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (8) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法に規定する大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては2年以上、第2号の卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上

<u>火は</u>		_甲	等柔	文 育	字材	交_			
				li	こお	ひょ 。	T+	- 木	禾
1+>	n l	っ 相	- 4					•	
る技	術」	上(1)	美	勝に	- 従	爭	した	`経	馬
有す	る者	之 日							
			, ,)/.			.		
10	年じ	、上	水江	直	_の[事に	. 関	-
技術	上	り実	務	に彷	生事	しる	た約	上験	7
. 1 -	1 7.								
する	有								
する	石_								
	は業る有 10 技術	はこれ (ま ま 技 る す 10年上 の も た り	はこれに相 業した後、 る技術者 10年以上 技術上の実	はこれに相当 業した後、7年 る技術上の実 有する者 10年以上 <u>水</u> 技術上の実務	はこれに相当する 業した後、7年以 る技術上の実務に 有する者 10年以上 <u>水道</u> 技術上の実務に領	しておける課業した後、7年以上る技術上の実務に従有する者	におい、はこれに相当する課程を業した後、7年以上水子 る技術上の実務に従事する者 10年以上水道の工事技術上の実務に従事した	において生はこれに相当する課程を修業した後、7年以上 <u>水道</u> る技術上の実務に従事した有する者	において土木はこれに相当する課程を修め業した後、7年以上 <u>水道</u> にる技術上の実務に従事した経有する者の工事に関技術上の実務に従事した経験

(6) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法に規定する大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては12年以上水道に関する技術上の

の実務に従事した経験を有するもの (第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)

(9) 外国の学校において、第1号から第6号まで

に規定する課程に相当する課程___を、それぞれ当該各号に 規定する学校において修得する程 度と同等以上に修得した後、それ ぞれ当該各号に規定する最低経験 年数以上水道等に関する技術上の 実務に従事した経験を有する者 (それぞれ当該各号に規定する水 道等の最低経験年数の2分の1以 上水道に関する技術上の実務に従 事した経験を有する者に限る。)

- (10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (11) 建設業法施行令(昭和31年政 令第273号)第34条第1項及び第2

<u>天</u>	<u>務</u>	<u>V – 1</u>	<u></u> 走	₽l	<i>ر ا</i> ر	企	<u> </u>	2/	月	9 /	<u>න</u>	€ v	<u>ソ</u>
_													
					14				_	<i>አ</i> -አ-	•		-1.1
<u>')</u>					校								
					<u> テに</u>								
					<u> </u>								
に	規	定	すん	る言	果稻	記に	相	当	す	る	課	程.	J
<u>は</u>	学	科_	旦;	を、	そ	-れ	ぞ	れ	当	該	各	号	V
規	定	す	る -	学村	交に	お	61	7	修	得	す	る	利
度	と	同名	等J	以_	Ł K	修	得	し	た	後	`	そ	t
ぞ	れ	当	該名	各与	景に	規	定	す	る	最	低	経	馬
年	数	以	上2	火 j	<u>首</u>	_に	関	す	る	技	術	上	0
実	務	に	従	事	し	た糸	圣馬	食を	とす	肓~	† .	るき	岩
— 3)	t	生石	동그	—— 二 沿	= (四辺	Т П Г	 58	午、	土	油		2
					、								
					ァェ うち								
			• .		_		•	•					
					選択								
					火道 -								
					て、								
関	す	る	技行	村_	Ŀσ	実	務	に	従	事	し	た	彩
験	を	有~	する	5 ŧ) (T)								

項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

簡易水道事業(小規模水道事業を 含む。)の用に供する水道(以下「簡 易水道 | という。) については、前項 第1号中「3年以上水道、工業用水 道、下水道、道路又は河川(以下この 項において「水道等 | という。) に関 する技術上の実務に従事した経験を 有する者(1年6箇月以上水道に関 する技術上の実務に従事した経験を 有する者に限る。)」とあるのは「1 年6箇月以上水道に関する技術上の 実務に従事した経験を有する者」と、 同項第2号中「4年以上水道等に関 する技術上の実務に従事した経験を 有する者(2年以上水道に関する技 術上の実務に従事した経験を有する 者に限る。)」とあるのは「2年以上 水道に関する技術上の実務に従事し た経験を有する者」と、同項第3号 中「5年以上水道等に関する技術上 の実務に従事した経験を有する者 (2年6箇月以上水道に関する技術 上の実務に従事した経験を有する者 に限る。)」とあるのは「2年6箇月 以上水道に関する技術上の実務に従 2 簡易水道事業(小規模水道事業を 含む。)の用に供する水道(以下「簡 易水道」という。)については、前項 第1号中「2年以上」とあるのは「1 年以上 と、同項第2号中「3年以 上 | とあるのは「1年6箇月以上| と、同項第3号中「5年以上」とある のは「2年6箇月以上」と、同項第4 号中「7年以上」とあるのは「3年6 箇月以上 | と、同項第5号中「10年以 上 | とあるのは 「5年以上 | と、同項 第6号中「第1号の卒業者にあって は1年以上 とあるのは「第1号の 卒業者にあっては6箇月以上 と、 「2年以上」とあるのは「1年以上」 と、同項第7号中「最低経験年数以 上」とあるのは「最低経験年数の2 分の1以上 と、同項第8号中「1年 以上 | とあるのは「6箇月以上 |

事した経験を有する者」と、同項第 4号中「6年以上水道等に関する技 術上の実務に従事した経験を有する 者(3年以上水道に関する技術上の 実務に従事した経験を有する者に限 る。)」とあるのは「3年以上水道に 関する技術上の実務に従事した経験 を有する者」と、同項第5号中「7年 以上水道等に関する技術上の実務に 従事した経験を有する者(3年6箇 月以上水道に関する技術上の実務に 従事した経験を有する者に限る。) | とあるのは「3年6箇月以上水道に 関する技術上の実務に従事した経験 を有する者」と、同項第6号中「8年 以上水道等に関する技術上の実務に 従事した経験を有する者(4年以上 水道に関する技術上の実務に従事し た経験を有する者に限る。)」とある のは「4年以上水道に関する技術上 の実務に従事した経験を有する者| と、同項第7号中「10年以上水道等 の工事に関する技術上の実務に従事 した経験を有する者(5年以上水道 の工事に関する技術上の実務に従事 した経験を有する者に限る。) | とあ るのは「5年以上水道の工事に関す る技術上の実務に従事した経験を有 する者」と、同項第8号中「2年以 上、第2号の卒業者にあっては3年 以上水道等に関する技術上の実務に 従事した経験を有するもの(第1号

の卒業者にあっては1年以上、第2 号の卒業者にあっては1年6箇月以 上水道に関する技術上の実務に従事 した経験を有するものに限る。)」と あるのは「1年以上、第2号の卒業 者にあっては1年6箇月以上水道に 関する技術上の実務に従事した経験 を有するもの」と、同項第9号中「最 低経験年数以上水道等に関する技術 上の実務に従事した経験を有する者 (それぞれ当該各号に規定する水道 等の最低経験年数の2分の1以上水 道に関する技術上の実務に従事した 経験を有する者に限る。)」とあるの は「水道等の最低経験年数の2分の 1以上水道に関する技術上の実務に 従事した経験を有する者 | と、同項 第10号中「1年以上水道等に関する 技術上の実務に従事した経験を有す るもの(6箇月以上水道に関する技 術上の実務に従事した経験を有する 者に限る。)」とあるのは「6箇月以 上水道に関する技術上の実務に従事 した経験を有するもの」と、同項第 11号中「3年以上水道等に関する技 術上の実務に従事した経験を有する もの(1年6箇月以上水道に関する 技術上の実務に従事した経験を有す る者に限る。)」とあるのは「1年6 箇月以上水道に関する技術上の実務 に従事した経験を有するもの」とそ れぞれ読み替えるものとする。

	L 22
	\(\text{\chi}\)
	_ _ _ と そ
	_
	_ _ _ _ _ _ _ _ _
れぞれ読み替えるものとする。	とそ

(水道技術管理者の資格)

- 第17条の3 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。
 - (1) 前条第1項第1号、第3号又は 第5号に規定する学校において土 木工学科若しくは土木科又はこれ らに相当する課程を修めて卒業し た後(学校教育法による専門職大 学の前期課程にあっては、修了し た後)、同項第1号に規定する学校 を卒業した者については3年以 上、同項第3号に規定する学校を 卒業した者(同法による専門職大 学の前期課程にあっては、修了し た者) については5年以上、同項第 5号に規定する学校を卒業した者 については7年以上水道に関する 技術上の実務に従事した経験を有 する者
 - (2) 前条第1項第1号、第3号<u>又は</u> 第5号に規定する学校において___ 工学、理学、農学、医 学若しくは薬学<u>の課程又はこれら</u> に相当する課程(土木工学科及び 土木科並びにこれらに相当する課 程を除く。)を修めて卒業した後 (学校教育法に規定する専門職大 学の前期課程にあっては、修了し た後)、同項第1号に規定する学校 を卒業した者にあっては4年以 上、同項第3号に規定する学校を

(水道技術管理者の資格)

第17条の3 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

1)	<u>前</u> 身	等	1	<u>項</u>	に;	規:	定	す	る	資	格	7
有	する言	当										

(2) 前条第1項第1号、第3号<u>及び</u> 第4号に規定する学校において土 木工学以外の工学、理学、農学、医 学若しくは薬学<u>に関する学科目又</u> はこれらに相当する学科目

を修めて卒業した後 (学校教育法に規定する専門職大 学の前期課程にあっては、修了した後)、同項第1号に規定する学校 を卒業した者にあっては4年以上、同項第3号に規定する学校を 卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)にあっては6年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者にあっては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) (略)
- (4) 前条第1項第1号、第3号及び 第5号に規定する学校において、 工学、理学、農学、医学及び薬学に 関する課程 並びにこれらに相当 する課程__以外の課程__を修めて 卒業した(当該課程 を修めて学 校教育法に規定する専門職大学の 前期課程(以下この号において「専 門職大学前期課程」という。)を修 了した場合を含む。)後、同項第1 号に規定する学校の卒業者にあっ ては5年以上、同項第3号に規定 する学校の卒業者(専門職大学前 期課程の修了者を含む。次号にお いて同じ。) にあっては7年以上、 同項第5号に規定する学校の卒業 者にあっては9年以上水道に関す る技術上の実務に従事した経験を 有する者
- (5) 外国の学校において、<u>第1号若しくは第2号</u>に規定する<u>課程</u>又は前号に規定する<u>課程</u>に相当する<u>課程</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程

卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)にあっては6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者にあっては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) (略)
- (4) 前条第1項第1号、第3号及び 第4号に規定する学校において、 工学、理学、農学、医学及び薬学に 関する学科目並びにこれらに相当 する学科目以外の学科目を修めて 卒業した(当該学科目を修めて学 校教育法に規定する専門職大学の 前期課程(以下この号において「専 門職大学前期課程」という。)を修 了した場合を含む。)後、同項第1 号に規定する学校の卒業者にあっ ては5年以上、同項第3号に規定 する学校の卒業者(専門職大学前 期課程の修了者を含む。次号にお いて同じ。) にあっては7年以上、 同項第4号に規定する学校の卒業 者にあっては9年以上水道に関す る技術上の実務に従事した経験を 有する者
- (5) 外国の学校において、<u>第2号</u> に規定する<u>学科目</u>又 は前号に規定する<u>学科目</u>に相当す る<u>学科目</u>を、それぞれ当該各号に 規定する学校において修得する程

度と同等以上に修得した後、それ ぞれ当該各号の卒業者ごとに規定 する最低経験年数以上水道に関す る技術上の実務に従事した経験を 有する者

- (6) (略)
- (7) 技術士法第4条第1項の規定 による第2次試験のうち上下水道 部門に合格した者(選択科目とし て上水道及び工業用水道を選択し た者に限る。)であって、1年以上 水道に関する技術上の実務に従事 した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第34条第1項 及び第2項の規定による土木施工 管理に係る1級の技術検定に合格 した者であって、3年以上水道に 関する技術上の実務に従事した経 験を有するもの
- 2 簡易水道については、前項第1号 中 「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と、「5年以上」とあるのは 「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、「15年1日 「前条第1項」と、「15年1日 「15年1日 「15

度と同等以上に修得した後、それ ぞれ当該各号の卒業者ごとに規定 する最低経験年数以上水道に関す る技術上の実務に従事した経験を 有する者

有する者
(6) (略)
簡易水道については、前項第1号
中「前条第1項」とあるのは「前条第
2項」
と、同
項第2号中「4年以上」とあるのは
「2年以上」と、「6年以上」とある
のは「3年以上」と、「8年以上」と
あるのは「4年以上」と、同項第3号
中「10年以上」とあるのは「5年以上」
と、同項第4号中「5年以上」とある
のは「2年6箇月以上」と、「7年以

「9年以上」とあるのは「4年6箇月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6箇月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

「9年以上」とあるのは「4年6箇月
以上」と、同項第5号中「最低経験年
数以上」とあるのは「最低経験年数の
2分の1以上」
とそれぞれ読み
替えるものとする。

(長岡市水道条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 長岡市水道条例の一部を改正する条例(平成31年長岡市条例第17号)の 一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。) 及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以 下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記さ れている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め るものとする。

改正後	改正前
附則	附則
1 (略)	1 (略)
(経過措置)	(経過措置)
2 平成31年4月1日前に行われた技	2 平成31年4月1日前に行われた技
術士法(昭和58年法律第25号)第4条	術士法(昭和58年法律第25号)第4条
第1項の規定による第二次試験のう	第1項の規定による第二次試験のう
ち上下水道部門に係るものに合格し	ち上下水道部門に係るものに合格し
た者であって、選択科目として水道	た者であって、選択科目として水道
環境を選択したものは、改正後の長	環境を選択したものは、改正後の長
岡市水道条例(以下「新条例」とい	岡市水道条例(以下「新条例」とい
う。) <u>第17条の2第1項第10号及び第</u>	う。) <u>第17条の2第1項第8号</u>
<u>17条の3第1項第7号</u> の適用につい	の適用につい
ては、同法第4条第1項の規定によ	ては、同法第4条第1項の規定によ

る第二次試験のうち上下水道部門に 係るものに合格した者であって、選 択科目として上水道及び工業用水道 を選択したものとみなす。

3 · 4 (略)

る第二次試験のうち上下水道部門に 係るものに合格した者であって、選 択科目として上水道及び工業用水道 を選択したものとみなす。

3 · 4 (略)

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第127号

市道路線の認定、変更及び廃止について

市道路線を次のとおり認定、変更及び廃止する。

令和6年11月29日提出

認 定 調 書

路線名	起	点	重要な	幅員(m)	摘要
	終	点	経過地	延長(m)	7的 女
二自496县始	吉崎字飯田969番地	i.先		3.0	図 1 ア〜イ
三島426号線	脇野町字谷地868番	: 1 地先		8.0	

ш		+:1			恒昌(_)	
旧	路線名	起 	点 —————	重要な	幅員(m)	摘要
別		終	点	経過地	延長(m)	
III	宮内24号線	今井町字橋西447番1	地先		3.5~9.2	図 2 ア〜イ
	白!12年分州水	大宮町字堤外150番3	地先		458.9	
新	宮内24号線	今井三丁目144番3地	先		3.5~20.1	図 2 ウ~イ
1/1	台门24分析	大宮町字堤外150番3	地先		766.9	(308.0m延長)
iii	寺泊32号線	寺泊二ノ関2236番1均	也先		1.9~24.5	図 5 ア〜イ
	寸 (口32 夕 沝)	寺泊吉字分ヶ田203番	1地先		8,094.7	
新	寺泊32号線	寺泊二ノ関2236番1均	也先		3.3~21.2	図 5 ア〜ウ
4/1	寸 (102 g //)(K	寺泊引岡字五々穴794	番地先		6, 755.0	(1,339.7m廃ih)
旧	寺泊175号線	寺泊引岡字雨乞山136	8番 4 地先		5.0~19.0	図 6 ア〜イ
	可但170万水	寺泊引岡字信安166番	3地先		1,426.7	
新		寺泊引岡字雨乞山136	8番 4 地先		5.0~25.2	図 6 ア〜ウ
75/1	可但170万冰	寺泊引岡字信安223番	2地先		1, 485. 7	(59.0m認定)
IB	寺泊176号線	寺泊引岡字五々穴799	番1地先		3.5~13.8	図 5 エ~オ
	寸但170万冰	寺泊引岡字信安223番	1 地先		1,528.9	
新	李泊176是額	寺泊引岡字五々穴799	番1地先		4.4~24.5	図 5 エ〜イ
村	寺泊176号線	寺泊吉字分ヶ田203番	1 地先		2, 358. 9	(830.0m認定)
旧	寺泊188号線	寺泊引岡字五々穴794	番地先		2.7~9.7	図 6 エ~オ
	可但100万冰	寺泊戸崎字土手下71都	香地先		1, 273. 9	
新	寺泊188号線	寺泊引岡字五々穴794	番地先		3.0~9.7	図 6 エ〜カ
材	寸(日100 夕 稼	寺泊戸崎字土手下40都	香 1 地先		992.0	(281.9m廃止)

旧	四次 並 太フ	起	点	重要な	幅員(m)	-t-х тп
新別	路線名	終	点	経過地	延長(m)	摘 要
II-1	大学010日始	寺泊戸崎字大道上356	番地先		2.5~4.0	図 6 キ~ク
旧	寺泊210号線	寺泊戸崎字大道下400	番地先		779.2	
立亡	土.治010日.始	寺泊戸崎字大道上356	番地先		2.5~4.0	図 6 キ~ケ
新	寺泊210号線	寺泊戸崎字大道下412	番地先		639.2	(140.0m廃止)
ını	去近911早始	寺泊戸崎字大道上330	番地先		2.7~4.2	図 6 コ〜サ
旧	寺泊211号線	寺泊戸崎字大道下488	番地先		687.3	
新	寺泊211号線	寺泊戸崎字大道上330	番地先		2.7~3.7	図 6 コ〜シ
材	寸 (日211 夕 柳)	寺泊戸崎字大道下456	番地先		457.3	(230.0m廃止)
旧	寺泊231号線	寺泊大地字五十刈93看	番地先		2.2~6.3	図 4 ア~イ
III	寸(日231 夕 沝)	寺泊大地字下割596番	地先		709.0	
新	寺泊231号線	寺泊大地字五十刈93看	番地先		2.2~4.0	図4 ア〜ウ
利	寸(日231 分 / Mx	寺泊大地字中使面109	6番3地先		424.0	(285.0m廃止)
旧	寺泊233号線	寺泊大地字中使面409	番2地先		2.2~6.0	図4 エ~オ
	寸(日255 号 柳)	寺泊京ケ入字居前33看	番1地先		637.1	
新	寺泊233号線	寺泊京ケ入字居前189	番地先		3.0~5.0	図4 カ〜キ
19/1	7 (H200 7 M)K	寺泊京ケ入字居前211	番1地先		409.0	(228.1m廃止)
旧	寺泊245号線	寺泊京ケ入字居前84看	昏地先		3.2~7.6	図 7 ア〜イ
ILI	可 (日2年) 夕 柳	寺泊京ケ入字宮ノ下3	96番 1 地先		258.9	
新	寺泊245号線	寺泊京ケ入字居前84看	香地先		3.2~7.6	図7 ア〜ウ
本川	寸 (日240 夕 湫)	寺泊京ケ入字居前79看	番1地先		479.9	(221.0m認定)

旧	마상 향수 소기	起	点	重要な	幅員(m)	і ф ш
新別	路線名	終	点	経過地	延長(m)	摘 要
	去近947县始	寺泊京ケ入字居前	84番地先		3.6~19.5	図7 ウ~エ
	寺泊247号線	寺泊中曽根字上浜	割516番地先		1,825.1	
新	寺泊247号線	寺泊当新田字中沢	818番地先		4.3~19.5	図7 オ~エ
利 	守和241万稼	寺泊中曽根字上浜	割516番地先		573.0	(1,252.1m廃止)
旧	寺泊254号線	寺泊本山字舞台島2	228番3地先		2.3~12.5	図 4 ク~ケ
III	寸(日254 夕 稼	寺泊京ケ入字居前:	327番地先		580.0	
新	寺泊254号線	寺泊本山字舞台鳥:	228番3地先		2.3~12.5	図 4 ク~コ
材	寸(日204 夕 柳)	寺泊本弁字居村前2	239番地先		238.0	(342.0m廃止)
旧	寺泊255号線	寺泊本弁字居村前:	300番地先		3.0~5.5	図 4 サ〜シ
	寸(日200 夕 柳)	寺泊京ケ入字居前:	282番1地先		350.6	
新	寺泊255号線	寺泊京ケ入字居前:	280番地先		3.0~4.8	図4 ス〜シ
材	寸(日233 夕 脉)	寺泊京ケ入字居前:	282番1地先		27.0	(323.6m廃止)
旧	寺泊256号線	寺泊本山字居村前(607番地先		1.9~3.2	図7 カ〜キ
	寸石250 夕 沝	寺泊本弁字居村前	175番地先		231.3	
新	寺泊256号線	寺泊本山字居村前(607番地先		1.9~3.6	図7 カ〜ク
材	寸(日250 夕 沝)	寺泊本山字七十歩	132番地先		28.0	(203.3m廃止)
IH I	寺泊260号線	寺泊本山字居村前(694番1地先		3.6~5.7	図7 ケ〜コ
	寸(日200 夕 豚	寺泊当新田字半出	し642番地先		1,307.3	
交に	去泊960县始	寺泊本山字居村前(694番1地先		3.6~5.0	図7 ケ~サ
新	寺泊260号線	寺泊本弁字居村前:	22番地先		279.0	(1,028.3m廃止)

旧新	마수 양白 소구	起	点	重要な	幅員(m)	
別	路線名	終	点	経過地	延長(m)	摘 要
	寺泊261号線	寺泊本弁字居村前33	37番地先		2.5~5.5	図 7 シ~ス
	寸(日201 夕 脉	寺泊当新田字八反害	月1745番地先		691.9	
新	寺泊261号線	寺泊本弁字居村前33	37番地先		2.7~5.2	図 7 シ~セ
利 	守旧201万稼	寺泊本弁字居村前7	番地先		36.0	(655.9m廃止)
旧	寺泊262号線	寺泊本弁字居村前37	73番地先		2.5~5.2	図 7 ソ~タ
	寸(日202 夕 稼	寺泊川崎字八反割さ	7田269番地先		737.7	
新	寺泊262号線	寺泊本弁字居村前37	73番地先		2.5~5.2	図7 ソ〜チ
材	寸(日202 号 MK	寺泊本弁字居村前66	63番1地先		28.0	(709.7m廃止)
旧	寺泊265号線	寺泊戸崎字切替512	番1地先		2.4~5.3	図7 ツ~テ
II	寸(日200 分)隊	- 寺泊川崎字居村中12	26番1地先		159.2	
新	寺泊265号線	寺泊川崎字居村中12	27番1地先		2.4~3.5	図7 ト〜テ
材	寸(日203 勺 沝)	寺泊川崎字居村中12	26番1地先		32.0	(127.2m廃止)
	寺泊269号線	寺泊下曽根字古開33	38番地先		2.2~4.2	図7 ナ〜二
1111	4.10209 4 WK	寺泊下曽根字居下12	28番地先		664.2	
新	寺泊269号線	寺泊下曽根字古開30	00番地先		2.2~5.2	図 7 ヌ〜二
75/I	可(D209 7 MK	寺泊下曽根字居下12	28番地先		796.2	(132.0m認定)
旧	寺泊274号線	寺泊下曽根字小潟12	2番地先		3.0~9.8	図7 ネ~ノ
III	可(日21年7 ///)	寺泊下曽根字小潟20)番地先		271.3	
新	寺泊274号線	寺泊下曽根字小潟77	74番地先		3.0~6.0	図7 ハ~ノ
材	寸 (口2 / 4 勺 湫)	寺泊下曽根字小潟20)番地先		70.0	(201.3m廃止)

H	II for fisher for	起	点	重要な	幅員(m)	L-14
新別	路線名	終	点	経過地	延長(m)	摘 要
11-1	+ `+070 □ và	寺泊中曽根字上向	368番 1 地先		2.5~4.3	図8 ア〜イ
	寺泊279号線	寺泊当新田字中曽村	艮浦338番 1 地先		427.9	
新	寺泊279号線	寺泊中曽根字上向:	368番 1 地先		2.5~8.0	図8 ア〜ウ
材	子伯219万脉	寺泊中曽根字中浜	37番地先		50.0	(377.9m廃止)
	寺泊280号線	寺泊中曽根字中浜	19番地先		3.4~6.0	図 8 エ~オ
	子伯200万脉	寺泊中曽根字中浜	41番地先		94.9	
新	寺泊280号線	寺泊中曽根字中浜	49番地先		4.0~6.0	図8 エ〜カ
材	寸但200分數	寺泊中曽根字中浜	19番地先		53.0	(41.9m廃止)
旧	寺泊282号線	寺泊中曽根字中浜	367番 1 地先		2.8~6.1	図 8 キ~ク
	寸(11202 7 /)水	寺泊中曽根字中浜	362番地先		83.1	
新	寺泊282号線	寺泊中曽根字中浜	367番 1 地先		2.8~5.0	図8 キ〜ケ
利	寸(口202万)水	寺泊中曽根字中浜	364番地先		54.0	(29.1m廃止)
	寺泊288号線	寺泊蛇塚字居村浦	138番地先		2.7~7.0	図7
	41000 4 WK	寺泊蛇塚字居前23	4番2地先		542.9	
新	寺泊288号線	寺泊蛇塚字居村浦	517番地先		$2.7 \sim 4.2$	図7 へ~フ
471	1) 111200 J MA	寺泊蛇塚字居前23	4番2地先		153.0	(389.9m廃止)
	寺泊292号線	寺泊川崎字居村前	82番1地先		3.5~9.3	図7 ホ~マ
IH	けいしゅん ひかい	寺泊当新田字八反書	引1634番 2 地先		1,605.3	
新	寺泊292号線	寺泊戸崎字切替51	9番地先		5.0~9.3	図7 ミ〜ム
1771	寸(口/3/17/)郊(寺泊当新田字山下	1042番 1 地先		1,950.0	(344.7m認定)

旧	11h sià h-	起	点	重要な	幅員(m)	1.55
新別	路線名	終	点	経過地	延長(m)	摘 要
II	士等00年日至	寺泊当新田字山下	1042番 1 地先		2.1~3.7	図7 メ〜モ
	寺泊294号線	寺泊当新田字遠矢	ケ崎71番地先		62.9	
新	去,近204里,始	寺泊当新田字山下	1042番 1 地先		2.1~5.4	図 7 メ~マ
利	寺泊294号線	寺泊当新田字八反書	月1634番 2 地先		102.6	(39.7m認定)
旧	寺泊300号線	寺泊下曽根字外畑	189番地先		3.1~12.6	図7 ヤ〜ユ
ILI	寸但300万冰	寺泊当新田字中沢	816番 1 地先		1,012.5	
新	寺泊300号線	寺泊当新田字中沢	814番 2 地先		5.1~22.0	図7 ヨ〜ユ
<i>1</i> 7/1	守11300 分 核	寺泊当新田字中沢	816番 1 地先		62.0	(950.5m廃止)
旧	寺泊335号線	寺泊夏戸字川西76	3番1地先		3.2~5.6	図 9 ア〜イ
	寸1000 7 核	寺泊夏戸字川西740	6番地先		102.1	
新	寺泊335号線	寺泊夏戸字川西76	3番1地先		$2.7 \sim 3.0$	図 9 ア〜ウ
利	寸行333分核	寺泊夏戸字川西764	4番1地先		18.0	(84.1m廃止)
	寺泊339号線	寺泊夏戸字川西670)番地先		2.0~4.6	図 9 エ〜オ
IH	寸1 [339 分 核	寺泊夏戸字川西71	3番地先		247.7	
新	寺泊339号線	寺泊夏戸字川西709	9番1地先		2.0~3.2	図 9 カ〜オ
7/1	4.1000 A WK	寺泊夏戸字川西71	3番		75.0	(172.7m廃止)
旧	寺泊341号線	寺泊夏戸字川西80	7番1地先		2.0~3.9	図 9 キ~ク
IH	寸(□041 分 //水	寺泊夏戸字川西83	4番地先		246.6	
新	寺泊341号線	寺泊夏戸字川西80′	7番 1 地先		2.5~5.8	図 9 キ~ケ
利	寸 (口341 夕 麻)	寺泊夏戸字川西82	5番地先		70.0	(176.6m廃止)

旧	路線名	起	点	重要な	幅員(m)	松 西
新別	路線名	終	点	経過地	延長(m)	摘要
	去流040县始	寺泊夏戸字川西79	99番1地先		2.3~8.3	図 9 コ〜サ
	寺泊343号線	寺泊夏戸字吉竹2	358番 1 地先		1,748.0	
新	寺泊343号線	寺泊夏戸字吉竹2	182番地先		2.8~10.3	図 9 シ〜サ
材	子但343万稼	寺泊夏戸字吉竹2	358番 1 地先		230.0	(1,518.0m廃止)
旧	寺泊354号線	寺泊夏戸字吉竹2	741番1地先		2.3~5.7	図 9 ス〜セ
	寸(口304万/水	寺泊夏戸字吉竹2	275番地先		122.3	
新	寺泊354号線	寺泊夏戸字吉竹2	741番1地先		2.7~5.7	図9 ス~ソ
7571	4.41304 4 WK	- 寺泊夏戸字吉竹2	276番地先		63.0	(59.3m廃止)
旧	寺泊364号線	寺泊年友字中村5	37番1地先		2.1~5.5	図3 ア~イ
111	立口20.4 A W	寺泊年友字竹ノ沢	₹328番地先		213.8	
新	寺泊364号線	寺泊年友字竹ノ沢	₹321番 3 地先		2.1~7.4	図3 ウ~イ
19/1	立口204 小 塚	寺泊年友字竹ノ沢	₹328番地先		125.0	(88.8m廃止)
旧	寺泊365号線	寺泊年友字中村1	457番1地先		2.0~5.1	図3 エ~オ
11-1	4.11200 A WK	寺泊年友字竹ノ沢	₹312番地先		269.9	
新	寺泊365号線	寺泊年友字竹ノ沢	₹309番2地先		2.0~5.1	図3 カ〜オ
17/1	4.41200 A WK	寺泊年友字竹ノ沢	₹312番地先		65.0	(204.9m廃止)
旧	寺泊368号線	寺泊年友竹ノ沢24	47番1地先		2.0~9.1	図3 キ~ク
	7.11000 小冰	寺泊年友字中村6	10番地先		167.9	
新	寺泊368号線	寺泊年友竹ノ沢24	47番1地先		3.0~9.1	図3 キ~ケ
75/I	4 (口) (10 / 7 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10 / 1	寺泊年友竹ノ沢2-	43番 2 地先		55.0	(112.9m廃止)

旧新	路 線 名	起	点	重要な	幅員(m)	摘要
別	岭	終	点	経過地	延長(m)	摘 安
旧	寺泊371号線	寺泊年友字竹ノル	尺231番 1 地先		2.0~6.7	図3 コ〜サ
	子(口3/1/5)粉	寺泊年友字外谷均	也15番地先		148.3	
新	寺泊371号線	寺泊年友字外谷均	也12番地先		2.0~6.7	図3 シ~サ
材 	子(日3/17) 極	寺泊年友字外谷均	也15番地先		120.0	(28.3m廃止)
旧	寺泊455号線	寺泊新長字居敷涼	杰398番8地先		2.8~9.0	図8 コ〜サ
III	子们400万沝	寺泊新長字屋敷沒	系387番地先		695.6	
新	寺泊455号線	寺泊新長字屋敷F	H390番 2 地先		2.8~9.0	図8 シ~サ
材	守行433万城	寺泊新長字屋敷沒	系387番地先		759.6	(64.0m認定)
旧	寺泊458号線	寺泊新長字屋敷日	田393番1地先		2.5~4.5	図8 ス〜セ
IH	守行430分核	 寺泊小豆曽根字章	草薙280番地先		305.1	
新	寺泊458号線	寺泊小豆曽根字草	草薙152番地先		2.5~3.2	図8 ソ~セ
材	寸但400万椒	寺泊小豆曽根字草	草薙280番地先		53.0	(252.1m廃止)
旧	寺泊460号線	寺泊新長字草薙1	54番地先		2.2~8.0	図8
III	子们400万脉	寺泊新長字屋敷沒	系411番地先		200.2	
新	寺泊460号線	寺泊新長字屋敷沒	系382番 1地先		2.2~8.0	図8 ツ~チ
材	子(日400万)水	寺泊新長字屋敷沒	系411番地先		131.0	(69.2m廃止)
旧	寺泊461号線	寺泊新長字屋敷沒	杰407番地先 ————————————————————————————————————		2.2~28.5	図 8 テ~ト
	寸(口401 夕 冰	寺泊新長字三番割	¶997番地先		680.0	
新	寺泊461号線	寺泊新長字屋敷沒	杰407番地先 ————————————————————————————————————		2.2~3.5	図8 テーナ
材	寸 (口401 ク 豚)	寺泊新長字屋敷沒	系405番地先 		56.0	(624.0m廃止)

旧新	路線名	起	点	重要な	幅員(m)	摘要
別	增 冰 有	終	点	経過地	延長(m)	1両 安
旧	寺泊464号線	寺泊新長字苗代538看	香地先		2.5~8.0	図 8 二~ヌ
	子(日404 夕)脉	寺泊新長字諏訪山18	0番1地先		1, 112.0	
新	寺泊464号線	寺泊新長字苗代538看	香地先		3.5~8.0	図 8 二~ネ
材	子(日404万)脉	寺泊新長字三番割10	43番 2 地先		441.0	(671.0m廃止)
旧	寺泊465号線	寺泊新長字二番割94	2番 1 地先		3.5~8.8	図8 / ~ハ
	子(日403万 療	寺泊小豆曽根字諏訪	前239番地先		645.5	
新	寺泊465号線	寺泊新長字諏訪山18	0番 2 地先		3.5~11.1	図8
材	寸(口403万 稼	寺泊小豆曽根字諏訪	前239番地先		265.0	(380.5m廃止)

路線名	起点	重要な	幅員(m)	- 摘	要
	終点	経過地	延長(m)	一 1向	女
去 .治177. 只. 始	寺泊引岡字山崎216番地先		2.9~5.4	図12	
寺泊177号線 -	寺泊引岡字山崎269番地先		102.0		
去治170县始	寺泊引岡字山崎425番1地先		3.8~5.0	図12	
寺泊178号線	寺泊引岡字山崎433番地先		151.3		
寺泊180号線	寺泊引岡字山崎465番地先		2.7~3.9	図12	
子/日100 分 稼	寺泊引岡字山崎481番地先		211.7		
寺泊181号線	寺泊引岡字山崎491番地先		3.2~6.1	図12	
寸(日101 万)款	寺泊引岡字山崎503番地先		113.0		
寺泊183号線	寺泊引岡字山崎523番地先		2.8~11.5	図12	
4(日103 分)冰	寺泊引岡字山崎540番1地先		244.6		
- - - 寺泊184号線	寺泊引岡字山崎586番 1 地先		2.3~10.6	図12	
寸行104万冰	寺泊引岡字五々穴606番 1 地先		187.0		
寺泊185号線	寺泊引岡字五々穴628番地先		4.0~6.6	図12	
寸行103万脉	寺泊引岡字五々穴684番 3 地先		96.6		
寺泊186号線	寺泊引岡字大渕869番地先		2.7~2.8	図12	
寸(日100万形	寺泊戸崎字大道上276番地先		125.1		
寺泊187号線	寺泊引岡字大渕851番 1 地先		2.8~6.2	図12	
寸(日101 夕)	寺泊引岡字大渕858番地先		136.8		
寺泊189号線	寺泊引岡字大渕833番地先		2.1~3.0	図12	
子(日10分分形	寺泊引岡字大渕843番地先		139.5		

路線名	起点	重要な	幅員(m)	拉 亜
路線名 	終点	経過地	延長(m)	摘要
士公100日始	寺泊引岡字大渕805番地先		3.1~4.4	図12
寺泊190号線	寺泊引岡字大渕801番地先		250.3	
士,55100 早,始	寺泊引岡字山崎583番地先		9.9~28.2	図12
寺泊192号線	寺泊引岡字山崎574番 1 地先		194.8	
去 泊106县舶	寺泊戸崎字土手下6番地先		2.7~3.8	図12
寺泊196号線	寺泊戸崎字土手下12番1地先		90.5	
寺泊197号線	寺泊戸崎字土手下17番地先		$2.4 \sim 2.7$	図 12
子伯137 分減	寺泊戸崎字土手下22番1地先		79.8	
寺泊202号線	寺泊戸崎字舟山214番地先		3.0	図 12
子伯202万冰	寺泊戸崎字舟山196番地先		82.7	
寺泊203号線	- 寺泊戸崎字土手下35番地先		2.2~3.8	図 12
子位203万城	寺泊戸崎字土手下48番1地先		159.1	
寺泊204号線	寺泊戸崎字土手下40番1地先		3.4~4.5	図 12
子们204万冰	寺泊戸崎字土手下88番地先		261.8	
寺泊205号線	寺泊戸崎字舟山261番地先		$2.7 \sim 4.2$	図 12
子伯203万城	寺泊戸崎字土手下99番 2 地先		468.6	
寺泊232号線	寺泊大地字中使面407番地先		2.5~3.7	図10
寸(日202 牙)冰	寺泊大地字五十刈98番地先		119.6	
寺泊234号線	寺泊京ケ入字居前210番地先		$2.2 \sim 5.8$	図10
寸 (日234 夕)郊	寺泊大地字下割599番地先		335.3	

路線名	起点	重要な	幅員(m)	摘	要
所 · 好 · 树 · 石	終点	経過地	延長(m)	1的	女
士>4007日 / /	寺泊箕輪9225番 6 地先		2.3~4.0	図10	
寺泊237号線	寺泊本弁字居村前543番地先		430.0		
土3台990 早3頃	寺泊箕輪9214番 1 地先		2.5~4.5	図10	
寺泊238号線	寺泊箕輪9216番 4 地先		319.2		
土.近940县.始	寺泊当新田字弁天様前1230番地先		3.0~4.0	図10	
寺泊248号線	寺泊京ケ入字宮ノ下540番地先		690.0		
寺泊257号線	寺泊当新田字弁天様前1266番地先		2.5~6.9	図10	
子们201万脉	寺泊京ケ入字宮ノ下366番地先		334.7		
寺泊258号線	寺泊本弁字居村前168番地先		2.5~6.5	図10	
子(日200万)縣	寺泊当新田字弁天様前1229番地先		502.5		
寺泊259号線	寺泊本弁字居村前101番地先		2.7~10.1	図11	
子(日209万)旅	寺泊中曽根字上辻下527番地先		1,341.3		
寺泊277号線	寺泊中曽根字中浜13番地先		3.0~5.0	図11	
子们211万脉	寺泊蛇塚字居村浦83番地先		637.7		
寺泊278号線	寺泊蛇塚字居村浦131番地先		3.2~4.3	図11	
子 伯270万 脉	寺泊当新田字中曽根浦388番1地先		608.5		
-	寺泊中曽根字下浜割433番地先		4.0~9.0	図11	
寺泊281号線	寺泊当新田字中曽根浦263番地先		404.0		
土 .	寺泊蛇塚字居村浦155番地先		2.3~4.0	図11	
寺泊287号線	寺泊蛇塚字居村浦509番地先		349.8		

The John by	起点	重要な	幅員(m)	l-tr	
路線名	終点	経過地	延長(m)	- 摘 -	要
士公4000日 約	寺泊当新田字弁天様前1377番地先		4.0~5.3	図10	
寺泊293号線	寺泊当新田字山下1068番 1 地先		571.8		
寺泊295号線	寺泊当新田字反割84番地先		5.0	図11	
子们293万旅	寺泊当新田字反割180番地先		115.3		
寺泊296号線	寺泊当新田字反割166番地先		3.6~5.0	図11	
子(日250万)脉	寺泊当新田字山下989番地先		169.9		
寺泊297号線	寺泊当新田字反割212番地先		2.4~3.6	図11	
子(D257 万)脉	寺泊当新田字反割182番地先		317.7		
寺泊298号線	寺泊当新田字反割245番地先		$4.5 \sim 6.0$	図11	
子(日250万)旅	寺泊当新田字反割233番 2 地先		206.0		
寺泊299号線	寺泊下曽根字古開265番地先		2.6~4.1	図11	
子(日299 万 h)水	寺泊当新田字六反割874番地先		839.2		
寺泊301号線	寺泊下曽根字古開 337番地先		3.5~5.0	図11	
子([]001 万 脉	寺泊当新田字中沢762番1地先		724.2		
寺泊302号線	寺泊当新田字半出し670番地先		1.8~3.2	図11	
寸1002 分 脉	寺泊当新田字半出し661番地先		140.2		
寺泊336号線	寺泊夏戸字川西728番地先		3.6~4.4	図 13	
41日の00 分 物体	寺泊夏戸字川西749番1地先		158.6		
寺泊340号線	寺泊夏戸字川西650番地先		2.0~4.6	図 13	
サイロ040 ク 	寺泊夏戸字川西716番地先		247.7		

ロケ ∮白 々っ	起点	重要な	幅員(m)	·拉 邢
路線名	終点	経過地	延長(m)	- 摘 要
主 公台949.早。始	寺泊夏戸字川西836番地先		1.8~3.9	図 13
寺泊342号線	寺泊夏戸字川西865番地先		168.0	
寺泊344号線	寺泊夏戸字川西896番地先		3.7~4.6	図 13
子但344万禄	寺泊夏戸字川西892番地先		170.6	
寺泊345号線	寺泊夏戸字川西915番地先		2.5~6.6	図 13
子(日)43万冰	寺泊夏戸字川西914番地先		164.2	
- - - 寺泊346号線	寺泊大和田字吉竹210番地先		3.3~6.0	図 13
寸1月340 分 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	寺泊大和田字吉竹180番地先		113.0	
- - - 寺泊347号線	寺泊夏戸字川西2806番1地先		2.0~4.0	図 13
可怕347 列 縣	寺泊夏戸字川西1620番2地先		549.1	
- - - 寺泊349号線	寺泊大和田字吉竹155番地先		2.1~4.7	図 13
寸行343 <i>与 顺</i>	寺泊大和田字吉竹131番地先		97.9	
- - - 寺泊351号線	寺泊大和田字吉竹87番1地先		2.0~6.1	図 13
分 1月301 分版	寺泊夏戸字吉竹1955番地先		191.1	
- - - 寺泊366号線	寺泊年友字中村584番1地先		$3.4 \sim 6.3$	図3 ス〜セ
7) 1HOO 7 MK	寺泊年友字中村576番 1 地先		168.6	
- - - 寺泊367号線	寺泊年友字中村584番1地先		1.5~4.3	図3 ソータ
五日901 夕顺	寺泊年友字竹ノ沢231番 1 地先		512.1	
寺泊369号線	寺泊年友字中村614番地先		2.2~4.5	図3 チ~ツ
子(ロ303 分)数	寺泊年友字中村617番地先		63.1	

路線名	起	点	重要な	幅員(m)	· 摘	要
	終	点	経過地	延長(m)		女
寺泊459号線	寺泊新長字草薙139	番1地先		2.7~3.0	図11	
子(日403 万)款	寺泊新長字草薙130	番地先		217.8		
土 公台462早始	寺泊新長字一番割7		3.8~8.9	図11		
寺泊463号線	寺泊新長字二番割9	23番地先		274.4		
去流510是額	寺泊鰐口字前諏訪L	LI646番地先		2.7~8.0	図 12	
寺泊510号線	寺泊鰐口字前諏訪し	Li646番地先		31.8		

議案第128号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和6年11月29日提出

工事名	工	事	内	容	契約金額	契約の相手方
長岡北部地域 斎場(仮称) 造成工事	斎場敷地調整池園		道路 造成	克 一式 一式	229, 548, 000円	長岡市表町1丁目 3番地4 しなの・越後交通 工業・白井組長岡 北部地域斎場(仮 称)造成特定共同 企業体

議案第129号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を変更する。

令和6年11月29日提出

工事名	工	事	内	容	契約金額	契約の相手方
道路新設工事(市道二和160号線ほか)	路排 函 更 掘 路排 水 排 多 排 多 排 多 排 多 更 据 路 排 为 非 数 非 数 非 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数	を 9.0~ リエ(2 以本 は本 は本 は本 は本 は本 は本 は本 は本 は本 は	9.7m 9.5m 8,500m 丘 (22, 切上 (1 2m) 0,830m 丘 (24,	n³) 524 m³) , 940 m)	変更前 308, 321, 783円 変更後 389, 285, 600円	長岡市表町1丁目 3番地4 しなの・晴耕舎・ 氣輪5道建S第1 号道路新設特定共 同企業体

議案第130号

新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、新潟県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

令和6年11月29日提出

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合規約(平成16年総行市第30号許可)の一部を次のように変更する。

別表第2の2の項及び3の項中「糸魚川市」の次に「、妙高市」を加える。 附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議案第131号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年11月29日提出

施設の名称	長岡市高齢者センターとちお
指定する団体	株式会社共立ソリューションズ
指定の期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第132号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年11月29日提出

施設の名称	長岡市ニュータウン運動公園
指定する団体	MCMフェニックスグループ
指定の期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第133号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年11月29日提出

施設の名称	長岡市希望が丘プール
指定する団体	希望が丘スポーツ振興グループ
指定の期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第134号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年11月29日提出

施設の名称	長岡市営希望が丘テニス場
指定する団体	希望が丘スポーツ振興グループ
指定の期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第135号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年11月29日提出

施設の名称	エコトピア寿
指定する団体	新生ビルテクノ株式会社小千谷支店
指定の期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第136号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年11月29日提出

施設の名称	旧機那サフラン酒製造本舗建造物及び秋山孝ポスター美術 館長岡
指定する団体	ミライ発酵本舗株式会社
指定の期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第137号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年11月29日提出

施設の名称	長岡市和島オートキャンプ場
指定する団体	グリーン産業株式会社
指定の期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第138号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年11月29日提出

施設の名称	長岡市道院自然ふれあいの森
指定する団体	栃尾施設管理合同会社
指定の期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第139号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年11月29日提出

施設の名称	長岡市とちおファミリースキー場
指定する団体	栃尾施設管理合同会社
指定の期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第140号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年11月29日提出

施設の名称	長岡市うまみち森林公園
指定する団体	グリーン産業株式会社
指定の期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第141号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年11月29日提出

施設の名称	長岡市営大手口駐車場、長岡市営表町駐車場、大手通り地 下駐車場及び長岡市営長岡駅大手口北自転車駐車場
指定する団体	日本パーキング株式会社
指定の期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第142号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和6年11月29日提出

施設の名称	長岡市東山ファミリーランド及び長岡市営東山テニス場
指定する団体	長岡東山フェニックスグループ
指定の期間	変更前 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで 変更後 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第143号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和6年11月29日提出

施設の名称	長岡市八方台いこいの森
指定する団体	長岡東山フェニックスグループ
指定の期間	変更前 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで 変更後 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第144号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和6年11月29日提出

施設の名称	長岡市営スキー場
指定する団体	長岡東山フェニックスグループ
指定の期間	変更前 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで 変更後 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第145号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和6年11月29日提出

施設の名称	長岡市古志高原スキー場
指定する団体	株式会社山古志観光開発公社
指定の期間	変更前 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで 変更後 令和2年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第146号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和6年11月29日提出

施設の名称	長岡市自然休養地四季の里古志
指定する団体	株式会社山古志観光開発公社
指定の期間	変更前 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで 変更後 令和2年4月1日から令和8年3月31日まで